第2期 荒尾市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

パブリックコメント閲覧用

令和2年3月

荒尾市

目 次

第 1	章 計画の策定に当たって	1
1	計画の背景と趣旨	
2	計画の性格と位置づけ	
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
第2	章 荒尾市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1	人口等の推移	4
2	就労環境	12
3	保育・教育の現状	16
4	アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	20
第3	章 子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~令和元年度)の評価	28
1	教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について	28
2	地域子ども・子育て支援事業について	30
3	子ども・子育ての課題	37
第4	章 計画の基本的な考え方	39
1	計画の基本理念	39
2	計画の基本目標と主な取組	40
第5	章 計画の内容	43
1	法定事業の「量の見込み」及び「確保方策」	
	I 教育・保育提供区域の設定	43
	Ⅱ 教育・保育事業	44
	Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業	48
2	教育・保育提供体制の充実	62
3		
4	産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	67
5	妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実	
6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実並びに県の施策との連携	73
7	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた県の施策との連携	
8	児童虐待防止対策の充実(子どもの虐待防止対策方針)	79
9	子どもの貧困対策の推進(子どもの貧困対策計画)	85
第6	章 計画実現のために	93
1	計画の推進体制	
2	進捗状況の点検と評価・公表	95
資料		
1	荒尾市の子ども・子育て関連施設・事業所一覧	96
2	荒尾市子ども・子育て会議	98



第1章 計画の策定に当たって

1 計画の背景と趣旨

本市においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月には、平成22年度~平成26年度を計画期間とする「あら'お親子わくわくプラン(後期計画)」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取組を充実させてきました。

平成24年8月には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

これを受け、本市では、「あら'お親子わくわくプラン(後期計画)」の理念を引き継ぎ、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度~令和元年度)を策定し、地域をあげて子どもをともに育て、子どもとともに育ちあう風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動をあらゆる人々が分かちあえる風土を「あら'お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ってきました。

しかしながら、我が国の子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄 化により、子育てに不安や孤独感を覚える家庭も少なくありません。また、労働形態の多様化や 女性の社会進出の増加に伴い、保育ニーズは年々増大しています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国においては、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、保育及び放課後児童クラブの量的拡充が推進されており、令和元年10月には、3歳~5歳のすべての子ども及び0歳~2歳の住民税非課税世帯の子ども等について、幼稚園・認定こども園・保育所(園)等の利用者負担が無償化される等、子どもや子育て世帯に対する各種支援策が展開されています。

また、児童福祉法や子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、児童権利条約の精神 に則った子どもの権利擁護の推進、児童虐待防止対策のための的確な対応に関する体制強化、親 の妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援等が推進されています。

本市は、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過 不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期荒尾 市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)」を策定します。

※保育所(園):この計画において認可保育所のことを言います。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画)」にあたる計画です。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「荒尾市総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

また、児童福祉法改正に伴い、子どもの権利擁護の推進、児童虐待の発生予防・早期発見、 発生時の迅速かつ的確な対応に関する体制強化等を推進することとされています。児童虐 待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対 応が求められています。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和元年 6 月に成立し、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、「子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神に則り推進すること」、「市町村における計画策定を努力義務とすること」等が追加されました。

本市では、「子どもの虐待防止対策方針」、「子どもの貧困対策計画」を「第2期荒尾市子 ども・子育て支援事業計画」に内包するものとして位置づけ、一体化した計画として策定し ました。

3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

5 年度 7 年度	2016 年度 H28 年度	2017 年度 H29 年度	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R1 年度	2020 年度 R2 年度	2021 年度 R3 年度	2022 年度 R4 年度	2023 年度 R5 年度	2024 年度 R6 年度
		子ども・爰事業計				子ども		・子育て 計画 止対策方	
		一部見直し (H30年3月)				+2	もの負困	対策計画	

4 計画の策定体制

(1) 荒尾市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するに当たり、有識者や子ども・子育てに関わる関係者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために設置している「荒尾市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) パブリック・コメントの実施

令和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日から令和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。



第2章 荒尾市の子ども・子育てを取り巻く現状

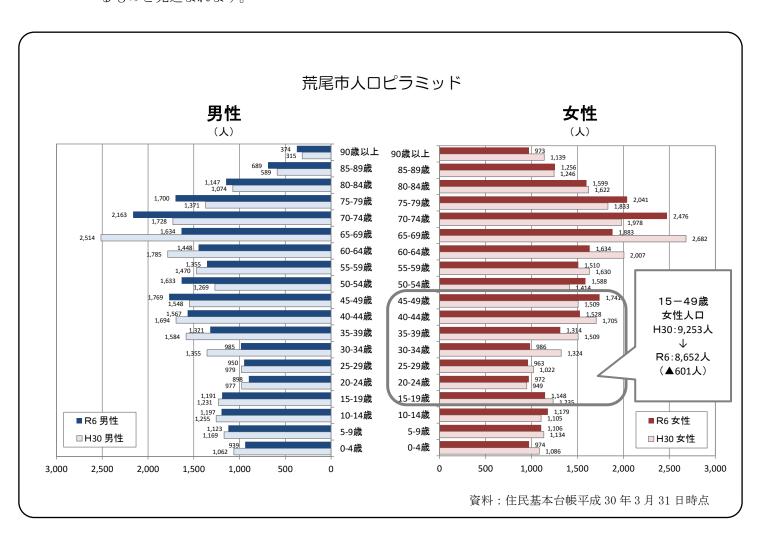
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

①人口ピラミッド

平成30年3月31日時点(実績)と令和6年3月31日時点(推計)の性別・5歳階級別 人口による人口ピラミッドは下図のとおりとなっています。

合計特殊出生率の算定対象である 15 歳~49 歳の女性人口は、この 6 年間で 601 人減少するものと見込まれます。

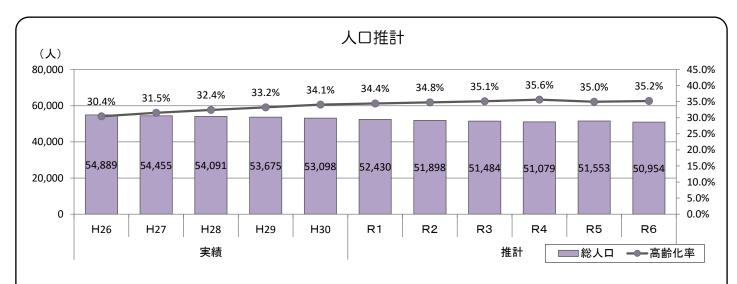


②人口推計

本市の人口の推移状況は、平成 26 年度の 54,889 人から緩やかに減少し、平成 30 年 3 月 31 日時点(実績)には 53,098 人となっています。令和 6 年 3 月 31 日時点(推計)においては平成 30 年 3 月 31 日時点(実績)と比べると 2,144 人減少(平成 30 年 3 月 31 日時点(実績): 53,098 人→令和 6 年 3 月 31 日時点(推計): 50,954 人)となる見込みです。

人口推計については、計画期間中に南新地地区の開発が計画されており、人口増加が見込みこまれます。そのため、子育て世帯の増加分を見込んだ推計となっています。

年齢3区分別の内訳をみると、どの年齢区分においても人口は減少しており、特に高齢者人口と比較すると、生産年齢人口や年少人口の減少の幅が大きくなっています。このように、本市においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。



(人)

	実績					推計						増減
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6-H30
0-14歳	7,048	6,957	6,886	6,900	6,811	6,731	6,662	6,620	6,524	6,618	6,518	▲ 293
15-64歳	31,128	30,327	29,654	28,940	28,196	27,641	27,189	26,771	26,363	26,899	26,501	▲ 1,695
65歳以上	16,713	17,171	17,551	17,835	18,091	18,058	18,047	18,093	18,192	18,036	17,935	▲ 156
総人口	54,889	54,455	54,091	53,675	53,098	52,430	51,898	51,484	51,079	51,553	50,954	▲ 2,144
高齢化率	30.4%	31.5%	32.4%	33.2%	34.1%	34.4%	34.8%	35.1%	35.6%	35.0%	35.2%	1.1%
	1											7

第1期計画期間(H27~31) 第2期計画期間(R2~6)

資料:〈実績〉住民基本台帳(平成30年3月31日時点)

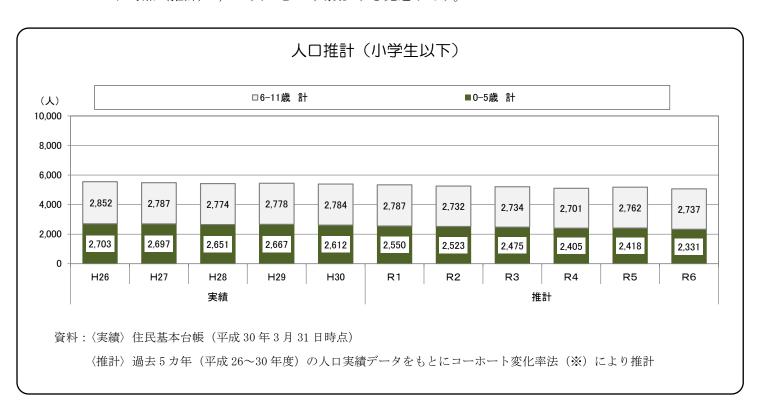
〈推計〉過去5カ年(平成26~30年度)の人口実績データをもとにコーホート変化率法(※)により推計

※コーホート変化率法…各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

③人口の推移

就学前児童(0歳~5歳)は、母親年齢階級別人口(15歳~49歳女性人口)の減少等により、平成30年3月31日時点(実績)の2,612人から、令和6年3月31日時点(推計)2,331人へと281人減少する見込みです。

小学生(6歳~11歳)は、平成30年3月31日時点(実績)2,784人から、令和6年3月31日時点(推計)2,737人へと47人減少する見込みです。



※コーホート変化率法…各コーホート (同じ年又は同じ期間に生まれた集団) について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

人口推計(小学生以下) 各年齢別

(人)

				実績			推計 推計					増減	
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6-H30
	00歳	416	435	418	426	425	395	383	371	360	364	354	▲ 71
	1 歳	459	416	443	441	427	436	405	395	381	383	374	▲ 53
	2 歳	472	471	420	448	441	430	439	410	398	398	387	▲ 54
	3 歳	440	463	465	423	438	437	426	437	406	408	394	▲ 44
	4 歳	465	445	457	469	417	435	434	425	434	416	404	▲ 13
	05 歳	451	467	448	460	464	417	436	437	426	449	418	▲ 46
	6 歳	476	446	469	451	459	465	418	439	438	441	450	A 9
	7 歳	470	472	451	476	455	464	470	425	444	457	446	▲ 9
	08 歳	458	467	473	453	474	455	464	472	425	459	458	1 6
***************************************	9 歳	462	454	465	476	451	473	454	465	471	438	457	6
	10 歳	485	464	451	469	478	452	474	457	466	487	440	▲ 38
	11 歳	501	484	465	453	467	478	452	476	457	480	486	19
0-5	歳 計	2,703	2,697	2,651	2,667	2,612	2,550	2,523	2,475	2,405	2,418	2,331	▲ 281
	0-2歳 計	1,347	1,322	1,281	1,315	1,293	1,261	1,227	1,176	1,139	1,145	1,115	▲ 178
	3-5歳 計	1,356	1,375	1,370	1,352	1,319	1,289	1,296	1,299	1,266	1,273	1,216	▲ 103
6-1	1歳 計	2,852	2,787	2,774	2,778	2,784	2,787	2,732	2,734	2,701	2,762	2,737	A 47
	6-8歳 計	1,404	1,385	1,393	1,380	1,388	1,384	1,352	1,336	1,307	1,357	1,354	▲ 34
	9-11歳 計	1,448	1,402	1,381	1,398	1,396	1,403	1,380	1,398	1,394	1,405	1,383	1 3
((合計)-11歳)	5,555	5,484	5,425	5,445	5,396	5,337	5,255	5,209	5,106	5,180	5,068	▲ 328

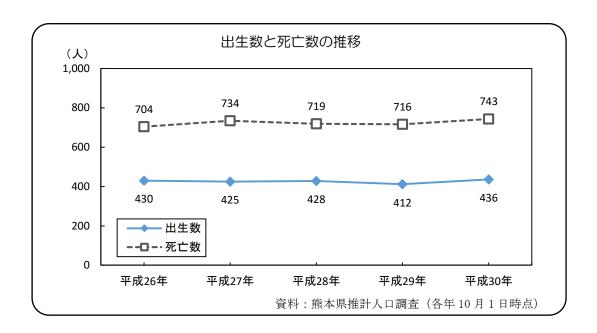
資料:〈実績〉住民基本台帳(平成30年3月31日時点)

〈推計〉過去5カ年(平成26~30年度)の人口実績データをもとにコーホート変化率法(※)により推計

※コーホート変化率法…各コーホート (同じ年又は同じ期間に生まれた集団) について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

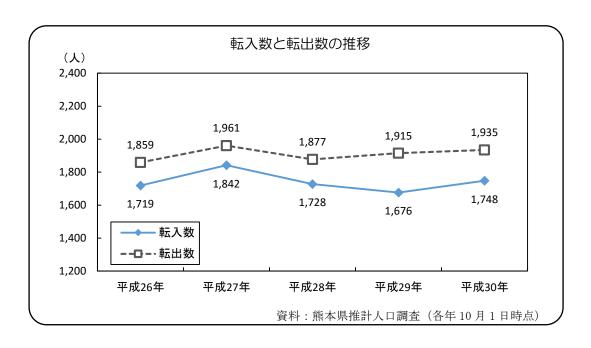
④自然動態-出生数と死亡数の推移-

本市の出生数、死亡数はここ数年ともに横ばい傾向ですが、一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成30年は出生数436人に対し死亡数743人と、307人の自然減となっています。



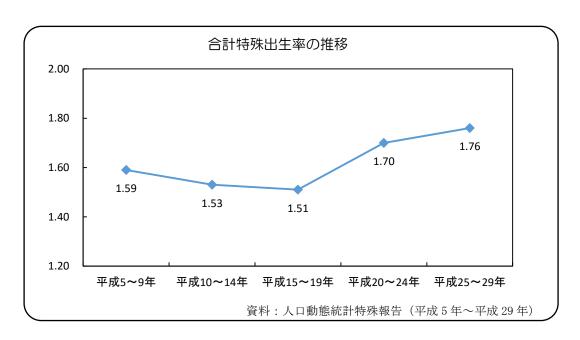
⑤社会動態—転入数と転出数の推移—

本市の転入数、転出数は、平成 26 年以降転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いています。平成 30 年は転入数 1,748 人に対し転出数 1,935 人と、187 人の社会減となっています。



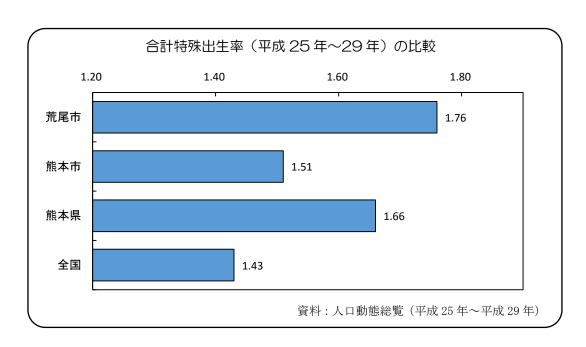
⑥合計特殊出生率の推移

平成 5 年以降の 5 年間隔での合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、平成 5 年~平成 9 年の 1.59 から平成 15 年~平成 19 年の 1.51 まで低下傾向にありましたが、平成 25 年~ 平成 29 年には 1.76 まで上昇しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が 2.08 程度とされていることを考えると、なお深刻な少子化状況が続いていることに変わり はありません。



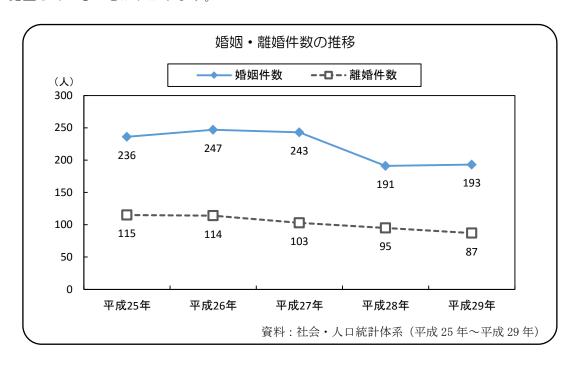
⑦合計特殊出生率の比較

平成 25 年~平成 29 年の合計特殊出生率を、全国、県、近隣市町と比較した結果は下図のとおりで、本市の合計特殊出生率はいずれの数値も上回っています。



(2) 婚姻・離婚件数の推移

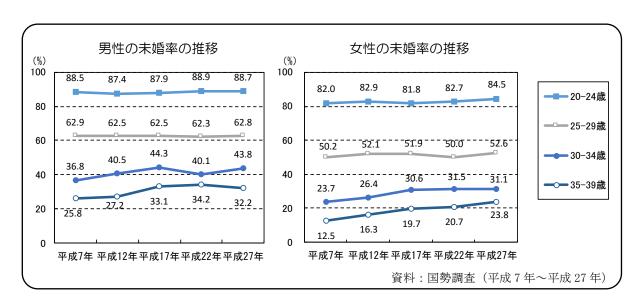
平成25年~平成29年の婚姻・離婚件数の推移は下図のとおりです。5年間の平均婚姻件数は222件、平均離婚件数は102.8件となっており、毎年、婚姻件数の半数程度の離婚が発生していることがわかります。



(3) 未婚率の推移

20 歳~39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別にみると、女性の 30 代後半が大きく上昇しています。男性女性ともに平成 17 年までは 30 代を中心に増加傾向にありましたが、以降は年により増減はありますが、概ね一定の割合で推移しています。

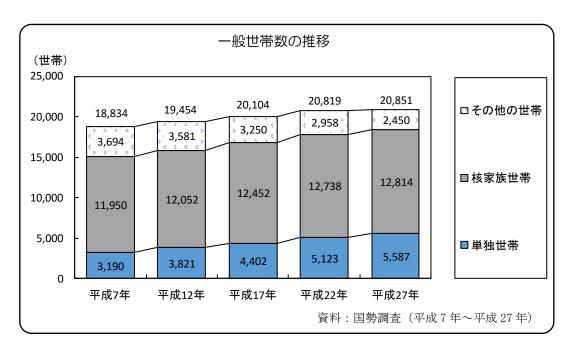
平成27年の30代後半では、男性が3人に1人、女性が4人に1人の割合で未婚となっており、非婚化の傾向が続いていることがうかがえます。

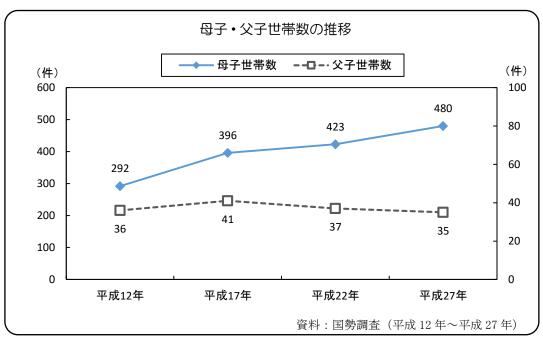


(4)世帯数の推移

平成7年からの20年間の世帯数の推移は下図のとおりで、単独世帯、核家族世帯の増加により、一般世帯総数も一貫して増加していますが、三世代家族等のその他の世帯は減少しています。

また、平成12年度以降、母子世帯数は増加傾向にあります。一方、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあります。





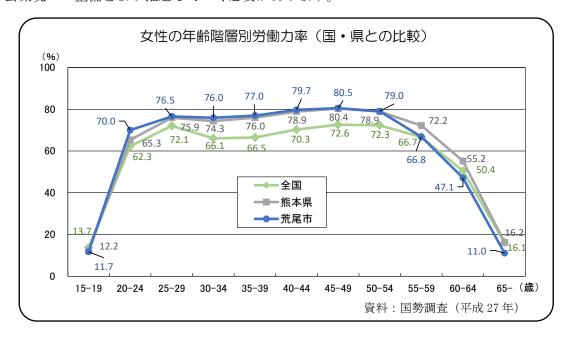


(1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。30 代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30 代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。本市及び県の労働力率の「M字カーブ」は、国より高い数値で推移しおり、これは、夫婦共働きの割合や出産後も仕事を続ける女性の割合が国に比べるとやや高いことを示しています。

また、労働力率を平成 22 年と比べると、「25 歳~29 歳」から「30 歳~34 歳」の減少状況 については、平成 22 年が 76.1%から 72.8%の 3.3 ポイント減少、平成 27 年では 76.5%から 76.0%の 0.5 ポイント減少となっています。本市でのワーク・ライフ・バランス推進の 取組の一定の効果も出ていると考えられます。

しかし、緩やかとはいえ、「M字カーブ」が示すように、非正規雇用等で産休・育児休暇をとることができずに、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もいます。現在、働いている又は働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備をより推進していく必要があります。



女性の年齢階層別労働力率(荒尾市)

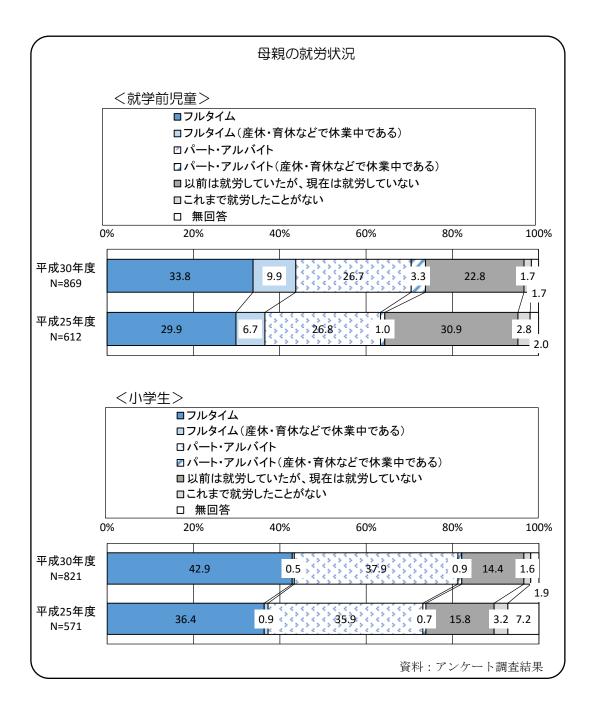
(%)

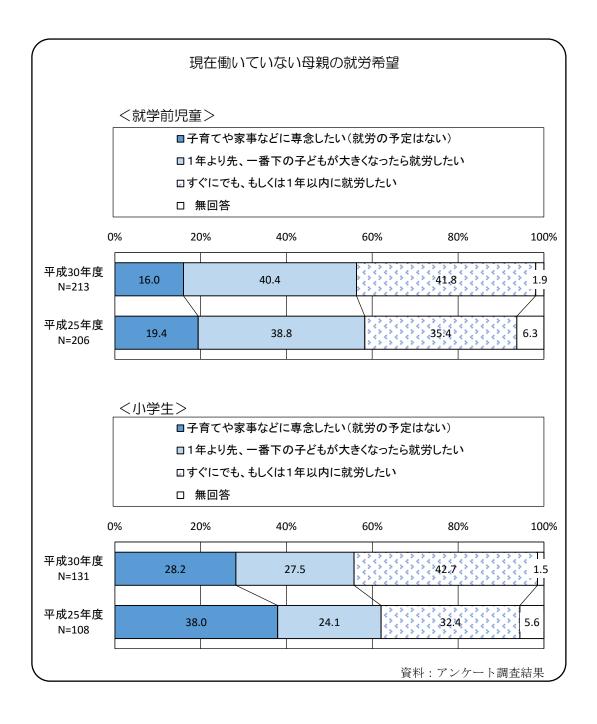
年度·年齡(歳)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
H22年	14.8	70.3	76.1	72.8	74.7	79.2	78.8	71.7	59.7	39.8	8.3
H27年	11.7	70.0	76.5	76.0	77.0	79.7	80.5	79.0	66.8	47.1	11.0

(2) 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で 73.7%、小学生の母親で 82.2%の人が働いており、平成 25 年度アンケート調査と比較すると就学前児童の母親については 9.3 ポイント増加、小学生の母親については 8.3 ポイント増加しています。夫婦共働きの一般化がより進んできていると考えられます。

現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。また、 平成 25 年度アンケート調査と比較しても、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合は減少しており、就労したいと考える傾向の増加がみられます。

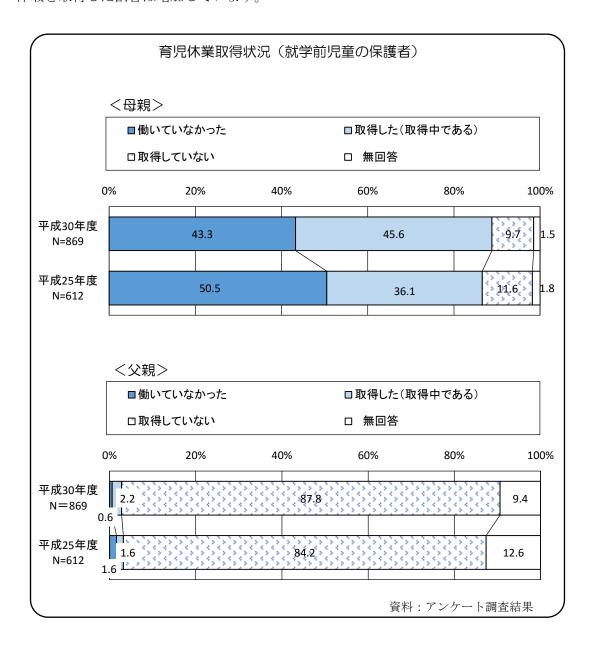




(3) 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得 した(取得中である)」と回答した人は、母親で45.6%、父親で2.2%となっています。

平成 25 年度アンケート調査と比較すると、母親の働いていなかった割合は減少し、育児休暇を取得した割合は増加しています。



3 保育・教育の現状

本市の各施設の定員数は、下表のとおりとなっています。

平成31年4月1日現在、市内には幼稚園が1施設(私学助成:1施設)、認定こども園が7施設(私立幼稚園型:5施設、私立幼保連携型:2施設)、保育所(園)が9施設(公立:1施設、私立:8施設)あり、総定員数2,172人となっています。

平成28年には荒尾市万田保育園の民営化に伴い、公立保育所(園)の定員が減少し、私立保育所(園)の定員が増加しています。また、荒尾めぐみ幼稚園の認定こども園への移行に伴い、幼稚園の定員は減少、私立認定こども園・幼保連携型の定員が増加しています。

荒尾市内	施設定員数	
------	-------	--

,		`
(,)

7167611-13 7/6	W/C 54 30					(24)
事業	美区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
幼稚園		195	110	110	110	110
	公 立	0	0	0	0	0
	私立	195	110	110	110	110
認定こども園・	保育所型	0	0	0	0	0
	公 立	0	0	0	0	0
	私立	0	0	0	0	0
認定こども園・	幼稚園型	595	595	608	617	617
	公 立	0	0	0	0	0
	私立	595	595	608	617	617
認定こども園・	幼保連携型	165	279	246	265	230
	公 立	0	0	0	0	0
	私立	165	279	246	265	230
保育所(園)		1,160	1,215	1,215	1,215	1,215
	公 立	130	55	55	55	55
	私立	1,030	1,160	1,160	1,160	1,160
合	計	2,115	2,199	2,179	2,207	2,172

資料: 荒尾市子育て支援課(各年4月1日時点)

(1) 保育

認定こども園・保育所(園)の入所児童数、利用率の推移は次のとおりです。

①2号認定(3歳~5歳保育時間認定)・3号認定(0歳~2歳保育時間認定)の入所状況の推移

2 号認定(3 歳~5 歳保育時間認定)・3 号認定(0 歳~2 歳保育時間認定)の人数が増加傾向にあります。各施設において、定員を上回っている施設があり、定員に関する国の弾力運用方針*に基づき、定員を超えた受入れを行っています。

しかし、平成31年4月1日時点においても、待機児童は3人発生しており利用者のニーズに合わせた受け皿の整備が必要です。

※定員に関する国の弾力運用方針…保育所(園)において待機児童解消等のために、一定の範囲内において 定員を超えて児童を受け入れるようにすること。

入所児童数 (2号•3号認定) 事業区分 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 保育所(園) 1.249 1,220 1.223 1.187 1.179 公 立 115 49 44 51 49 1,075 1,113 1,122 1,095 1,085 立 私 広域公立 3 6 3 0 2 広域私立 56 52 54 41 43 認定こども園・保育所型 0 0 0 1 0 寸 0 0 0 0 0 公 0 私 立 0 0 0 0 0 広域公立 0 0 0 0 0 0 0 0 広域私立 1 認定こども園・幼稚園型 174 228 240 263 293 0 0 0 公 立 0 0 私 立 174 228 234 250 279 広域公立 0 0 0 0 広域私立 0 0 6 13 14 認定こども園・幼保連携型 62 90 120 146 145 立 0 0 0 0 0 62 90 115 133 139 私 立 広域公立 0 0 0 0 1

資料: 荒尾市子育て支援課(各年4月1日時点)

13

1.596

5

1.617

5

1.583

0

1.539

0

1.485

広域私立

計

合

②認定こども園・保育所(園)の入所状況の推移(年齢別)

年齢別の利用率は、全ての年齢において増加の傾向が見られますが、特に 1 歳と 2 歳の利用率が大きく伸びています。

年齡別入所児童数 (2号·3号認定) (J	人))
-----------------------	----	---

年齡別人所児童致 (2号·3号認定) (人									
	区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年			
	児童総数	435	418	426	425	382			
0歳	入所児童数	86	82	82	74	77			
	利用率(%)	19.8%	19.6%	19.2%	17.4%	20.2%			
	児童総数	416	443	441	427	425			
1歳	入所児童数	217	265	278	281	289			
	利用率(%)	52.2%	59.8%	63.0%	65.8%	68.0%			
	児童総数	471	420	448	441	419			
2歳	入所児童数	300	281	314	323	330			
	利用率(%)	63.7%	66.9%	70.1%	73.2%	78.8%			
	児童総数	463	465	423	438	442			
3歳	入所児童数	292	310	285	314	328			
	利用率(%)	63.1%	66.7%	67.4%	71.7%	74.2%			
	児童総数	445	457	469	417	440			
4歳	入所児童数	277	309	310	286	311			
	利用率(%)	62.2%	67.6%	66.1%	68.6%	70.7%			
	児童総数	467	448	460	464	410			
5歳	入所児童数	313	292	314	318	282			
	利用率(%)	67.0%	65.2%	68.3%	68.5%	68.8%			
入所児	建数合計	1,485	1,539	1,583	1,596	1,617			

資料: 荒尾市子育て支援課(各年4月1日時点)

(2) 幼稚園教育

幼稚園・認定こども園における 1 号認定 (3 歳~5 歳教育標準時間認定) の入所児童数、利用率の推移は次のとおりです。

①1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)の入所状況の推移

1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)の人数については減少傾向にあります。

入所児童数	(1号認	定)					(人)
事業区分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
幼稚園			37	4	5	3	5
	公	立	0	0	0	0	0
	私	立	32	0	0	0	0
	広域	公立	0	1	0	0	0
	広域	私立	5	3	5	3	5
認定こども園・幼稚園型		256	258	243	253	242	
	公	立	0	0	0	0	0
	私	立	252	246	232	204	189
	広域	公立	0	0	0	0	0
	広域	私立	4	12	11	49	53
認定こども園・幼保連携型		61	76	73	68	49	
	公	立	0	0	0	0	0
	私	立	58	71	66	56	39
	広域	公立	0	0	0	0	0
	広域	私立	3	5	7	12	10
合 計			354	338	321	324	296

資料: 荒尾市子育て支援課(各年4月1日時点)

②1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)の入所状況の推移(年齢別)

年齢別の利用率は、3歳~4歳は平成29年までは減少し、平成30年に一度増加しますが、 令和元年には減少しています。5歳は年度によって増減があります。

年齡別入所児童数 (1号認定) (人)						
区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3歳	児童総数	463	465	423	438	442
	入所児童数	112	101	86	90	88
	利用率(%)	24.2%	21.7%	20.3%	20.5%	19.9%
4歳	児童総数	445	457	469	417	440
	入所児童数	131	117	120	109	103
	利用率(%)	29.4%	25.6%	25.6%	26.1%	23.4%
5歳	児童総数	467	448	460	464	410
	入所児童数	111	120	115	125	105
	利用率(%)	23.8%	26.8%	25.0%	26.9%	25.6%
入所児童数合計		354	338	321	324	296

資料: 荒尾市子育て支援課(各年4月1日時点)

4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

計画策定に当たり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」(以下、アンケート調査という)を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

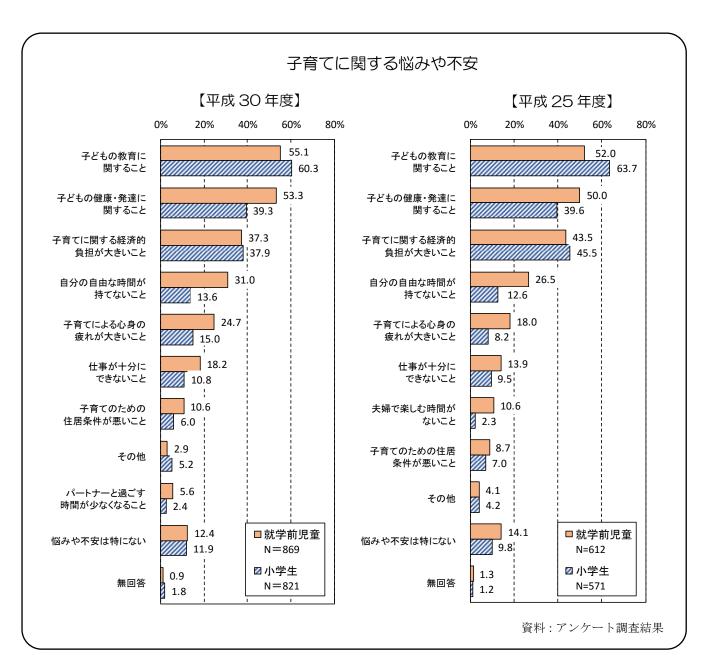
調査方法	郵送による配布・回収					
調査期間	平成31年1月16日から平成31年1月31日					
対象者	市内在住の就学前児童の保護者 1,500 人を無作為抽出	市内在住の小学生の保護者 1,500 人を無作為抽出				
配布数	1,500件 (1,500件)	1,500件 (1,500件)				
回収数	869件 (612件)	821 件 (571 件)				
回収率	57.9% (40.8%)	54.7% (38.1%)				

※ (): 平成 25 年度アンケート調査の内容

(1) 子育てに関する悩みや不安

子育て中の保護者に、子育てをする上での悩みや不安を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「子どもの教育に関すること」で、「子どもの健康・発達に関すること」や「子育てに関する経済的負担が大きいこと」がそれに続いています。

平成 25 年度アンケート調査と比較すると、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」に関しては、40%台半ばから、30%台半ばへと変化しており、本市の子ども・子育て事業の一定の成果や、就労している母親が増える等、経済的負担が軽減されてきたと考えられます。しかし、「自分の自由な時間が持てないこと」、「子育てによる心身の疲れが大きいこと」、「仕事が十分にできないこと」が増加している背景から、職場や家庭での育児・働き方の意識改革、支援等が課題であると考えられます。



(2) 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

子育て中の保護者に、「子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」で、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」がそれに続いています。

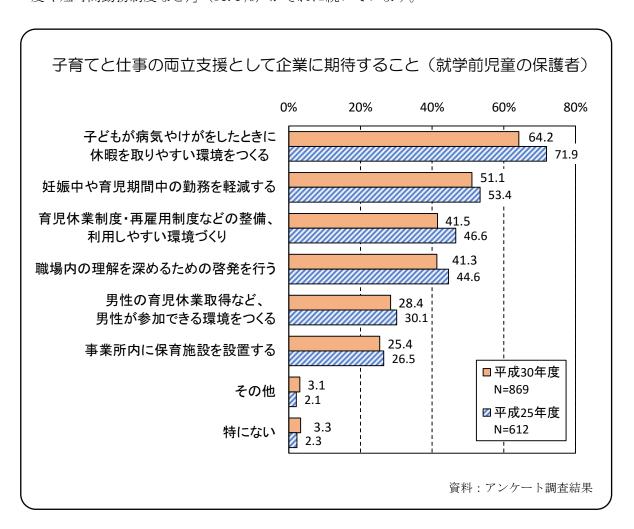
平成 25 年度アンケート調査と比較すると、「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制を整備する」「子どもたちが遊んだり、スポーツをしたりする場や機会を増やす」「虐待防止など、子どもの人権を守る取り組みを進める」の割合が前回よりも高くなっており、医療、健康・スポーツ、虐待防止への期待が高まってきています。

子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること(上位 13 項目抜粋) 【平成 30 年度】 【平成 25 年度】 0% 60% 80% 100% 60% 80% 100% 20% 40% 0% 20% 保育サービスの費用負担軽減や 保育サービスの費用負担軽減や 78.9 81.7 児童手当など、 児童手当など、 67.4 68.5 子育てのための経済的支援をする 子育てのための経済的支援をする 子どもを事故や犯罪の被害から 60.2 子どもを事故や犯罪の被害から 58.3 守るための対策を進める 守るための対策を進める 59.6 60.9 学童保育のほかにも、 母子保健サービスや子どもの 53.0 53.3 子どもの放課後の 救急医療の体制を整備する 40.1 42.9 居場所を増やす 仕事と子育ての両立しやすい 放課後児童クラブのほかにも、 49.6 51.0 環境づくりについて、 子どもの放課後の居場所を増やす 43.1 33.8 企業へ啓発する 子どもたちが遊んだり、 49.9 母子保健サービスや子どもの 44.1 スポーツしたりする 救急医療の体制を整備する 41.5 34.0 場や機会を増やす 仕事と子育ての両立しやすい 49.5 41.2 延長保育などいろいろなニーズに合った 環境づくりについて、 40.2 保育サービスを充実する 20.7 企業へ啓発する 延長保育などいろいろな 46.1 地域で子どもたちが游んだり 39.7 ニーズに合った保育サービスを スポーツしたりする場や機会を増やす 25.8 30.1 充実する 29.0 子どもの「生きる力」を育むための 23.5 虐待防止など、子どもの人権を 守る取り組みを進める 教育を充実する 21.9 23.1 23.4 21.9 子どもの「生きるカ」を育むための 道路や施設などの 教育を充実する 23.5 バリアフリー化を進める 11.7 ひとり親家庭などそれぞれの家庭の 22.8 子育でに関する相談や保護者同士が 20.4 あり方に応じた子育て支援を充実する 22.4 交流できる場を増やす 12.1 24.3 子育でに関する相談や保護者同士が ひとり親家庭などそれぞれの家庭の 18.6 交流できる場を増やす あり方に応じた子育で支援を充実する 14.1 22.9 ■就学前児童 ■就学前児童 21.1 17.8 道路や施設などの 非行防止などの青少年健全育成対策 N=869 N=612 バリアフリー化を進める を充実する 19.6 14.1 ☑ 小学生 ☑小学生 16.0 非行防止などの青少年健全育成対策 虐待防止など、子どもの人権を 17.2 N=821 N=571 /////¦17.8 を充実する 守る取り組みを進める 17.5

資料:アンケート調査結果

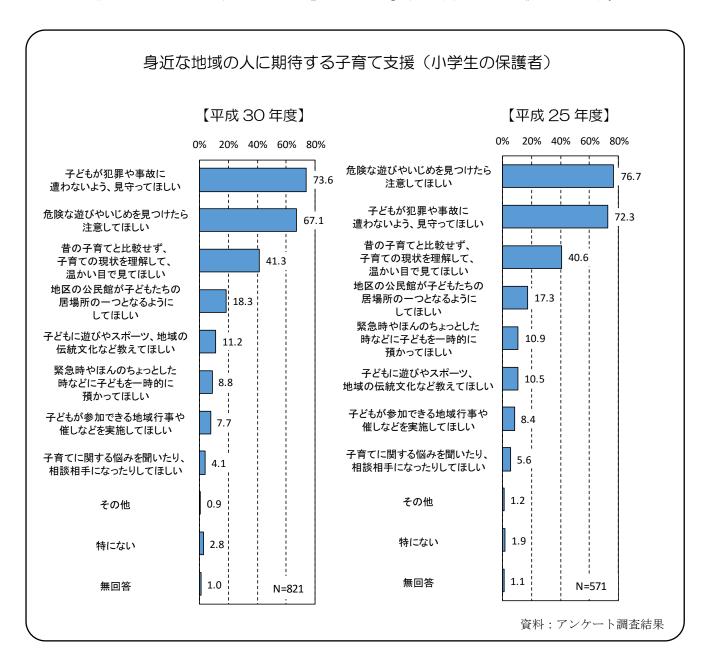
(3) 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

就学前児童の保護者に、「子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること」を尋ねたところ、最も回答割合が高かったのは「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」(64.2%)で、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する(フレックスタイム制度や短時間勤務制度など)」(51.1%)がそれに続いています。



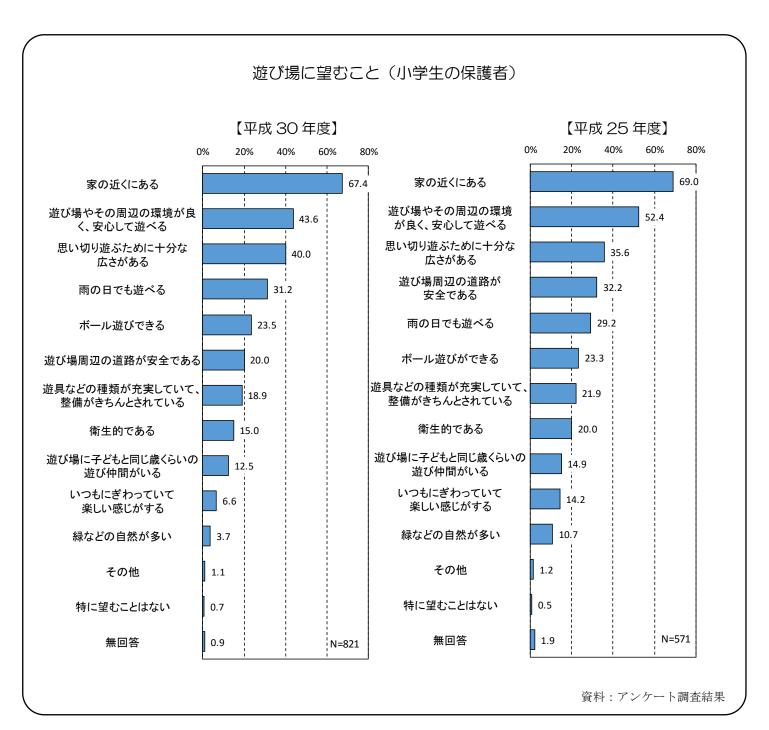
(4) 身近な地域の人に期待する子育て支援

小学生の保護者に、「身近な地域の人に期待する子育て支援」を尋ねたところ、最も回答割合が高かったのは「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」(73.6%)で、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(67.1%)がそれに続いています。



(5)遊び場に望むこと

小学生の保護者に、どのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」という 回答が 67.4%と最も多く、以下、「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」 (43.6%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(40.0%)、「雨の日でも遊べる」(31.2%) 等が続いています。

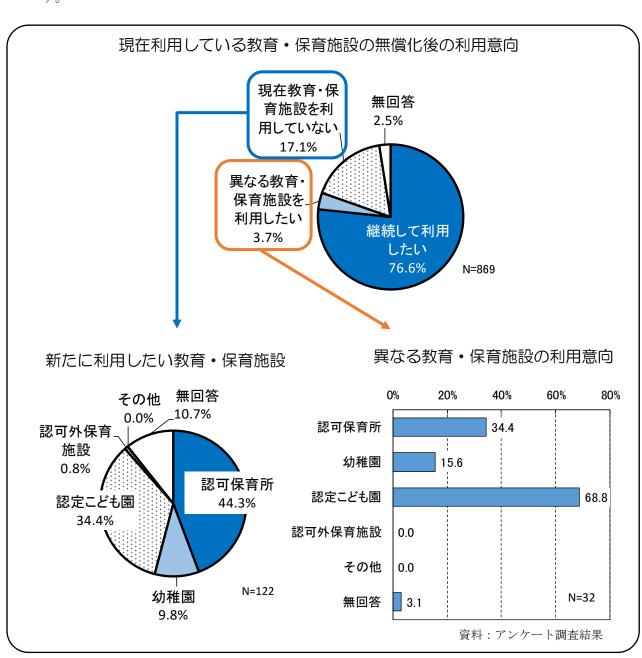


(6) 幼児教育・保育の利用者負担金(食材費等を除く)の無償化実施後の利用希望

幼児教育・保育の利用負担金(食材費等を除く)の無償化の実施後の教育・保育事業の利用希望については、「継続して利用したい」(76.6%)の回答割合が最も高くなっています。

異なる教育・保育施設を利用したいと回答した人に、今後利用したい施設を聞いたところ「認定こども園」(68.8%)が最も高く、同様に現在利用していない人にも今後利用したい施設を聞いたところ、「認可保育所」の利用を希望する割合が最も高くなっています。

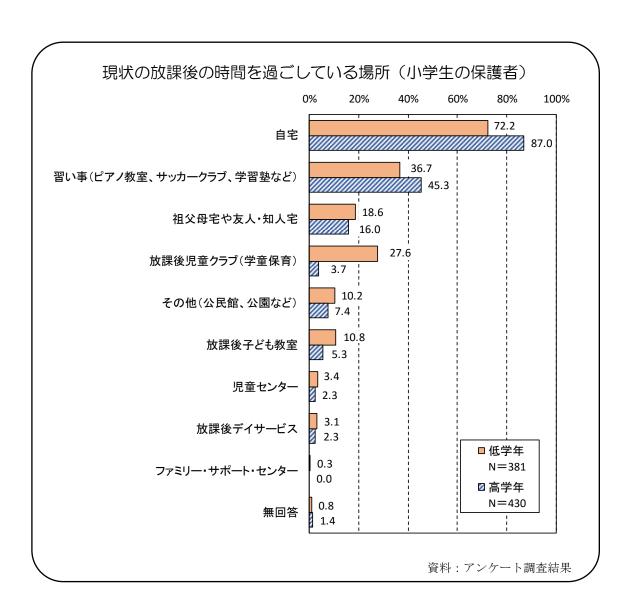
幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育施設を利用していない層については2割程度存在しており、その内、「認可保育所」及び「認定こども園」の利用意向が高くなっているため、今後、「認可保育所」及び「認定こども園」の利用意向者が特に増えると考えられます。



(7) 現状の放課後の時間を過ごしている場所

小学生の保護者に、「現状の放課後の時間を過ごしている場所」を尋ねたところ、低学年、 高学年の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「自宅」で、「習い事」がそれに続いて います。

低学年と高学年を比較すると、低学年では「放課後児童クラブ」の割合が高くなっているのに対し、高学年では「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。低学年の子どもがいる共働きの家庭では、子どもだけで自宅等で過ごさせることに不安がある家庭が多いと考えられ、低学年時の放課後児童クラブのニーズは高くなっています。



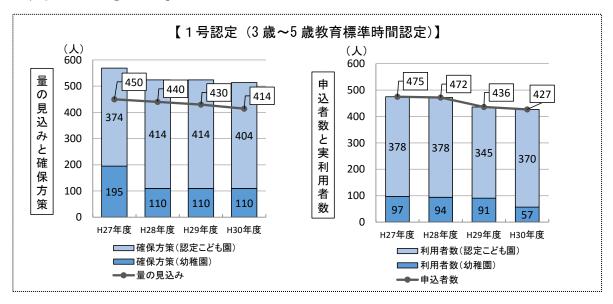
第3章 子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度~令和元年度)の評価

子ども子育て・支援事業計画(平成27年度~令和元年度)で設定した「見込み量」、「確保方策」について、進捗状況を検証・評価しました。

1 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について

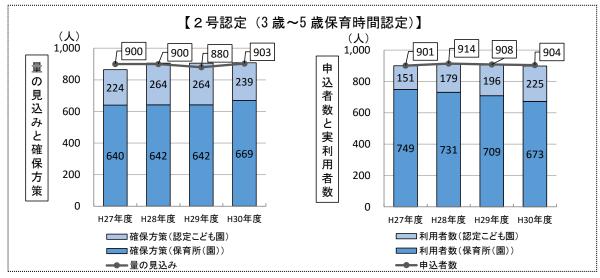
(1)1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)の状況

実態に即した計画を立てることができており、申込者に対応したサービス提供量を確保 することができました。



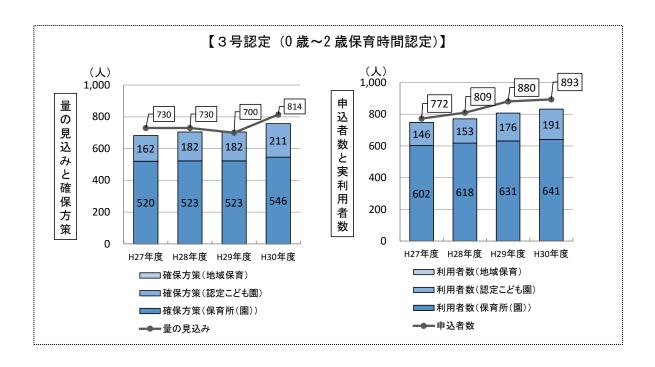
(2)2号認定(3歳~5歳保育時間認定)の状況

計画時の量の見込みをやや上回るニーズがありました。申込者に対する利用実績から未 入所者数を算出すると、各年度で1人~6人発生しています。



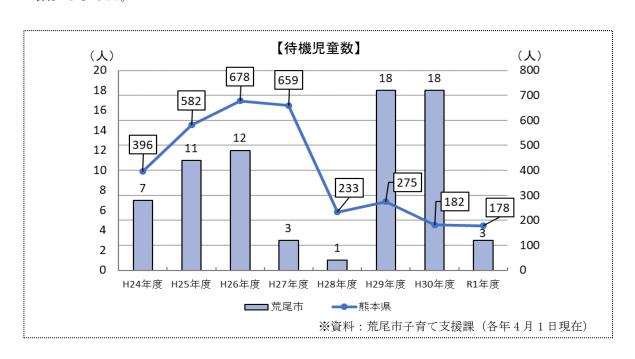
(3)3号認定(0歳~2歳保育時間認定)の状況

計画時の量の見込みを上回るニーズがありました。申込者に対する利用実績から未入所者数を算出すると、年度によって差はありますが20人~70人台となっています。



(4) 待機児童の状況

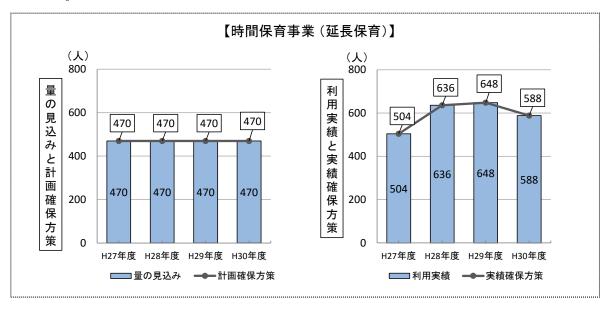
待機児童については平成27年度に減少しましたが、平成29年度~平成30年度に再び増加しています。令和元年度当初については利用調整等により前年度と比較して待機児童は減少しました。



2 地域子ども・子育て支援事業について

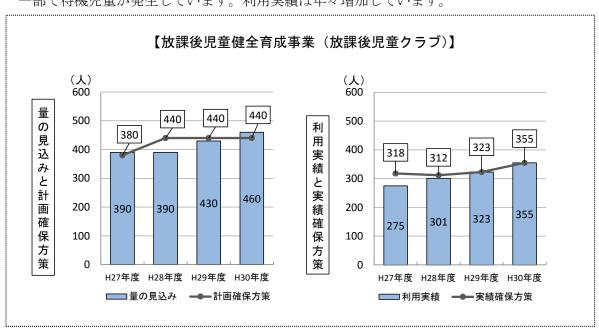
(1)時間外保育事業(延長保育)

計画時の量の見込みを上回る利用実績でしたが、サービス提供量は確保することができました。



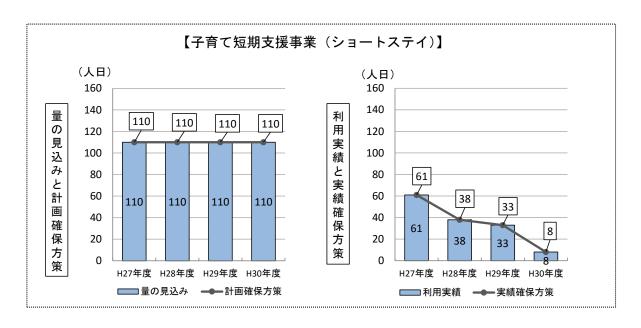
(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

計画時の量の見込みを下回る利用実績でした。サービス提供量は概ね確保できたものの、 一部で待機児童が発生しています。利用実績は年々増加しています。



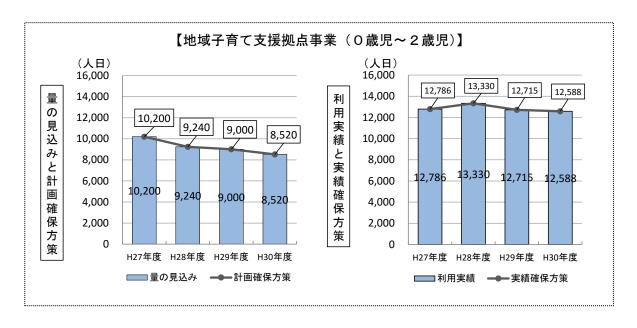
(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

計画時の量の見込みを下回る利用実績でしたが、サービス提供量は確保することができました。平成30年度は他の事業で対応できる相談も多かったため、大きく減少しています。



(4)地域子育て支援拠点事業(0歳児~2歳児)

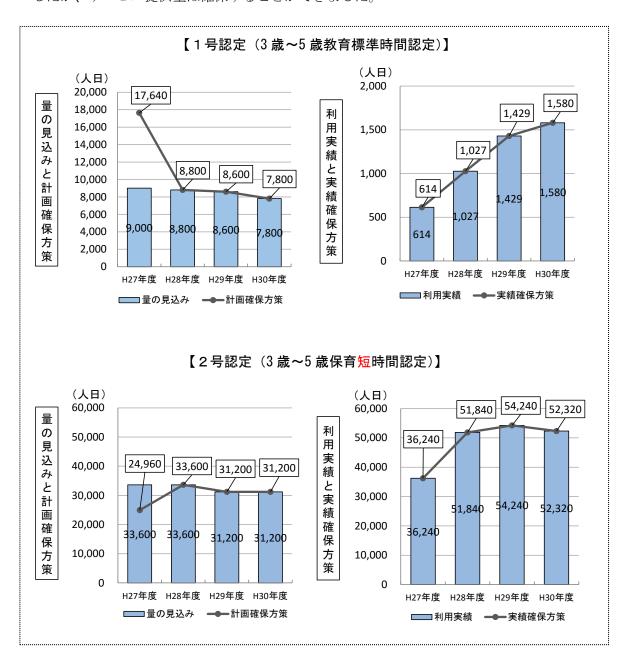
計画時の量の見込みを上回る利用実績でしたが、サービス提供量は確保することができました。利用実績は一定数で推移しています。



(5) 一時預かり事業(認定こども園等における在園児に対する一時預かり)

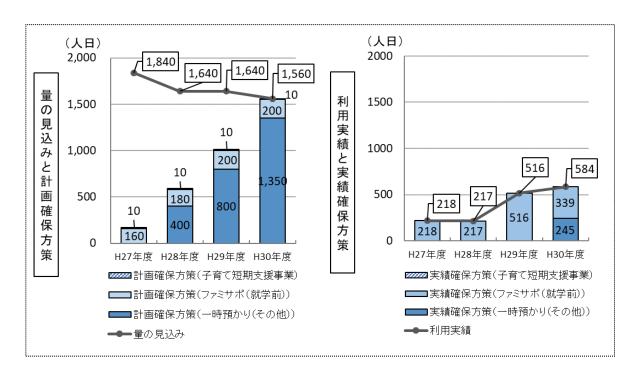
1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)については、計画時の量の見込みよりも少ない利用実績でしたが、利用実績は年々増加傾向にあります。

2 号認定(3 歳~5 歳保育時間認定)については、計画時の見込み量を上回る利用実績で したが、サービス提供量は確保することができました。



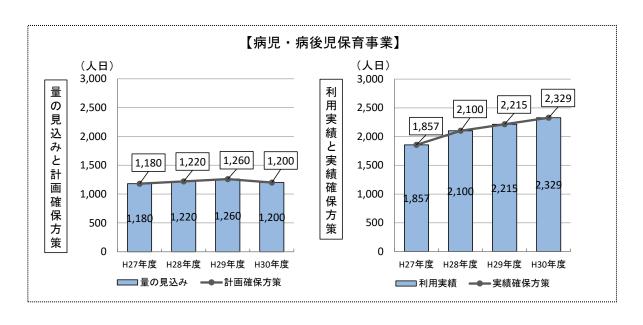
(6) 一時預かり事業(その他)、ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)、子育て 短期支援事業(トワイライト)

計画時の量の見込みよりも少ない利用実績でしたが、利用実績は年々増加傾向にあり、平成 29 年度以降大きく増加しています。



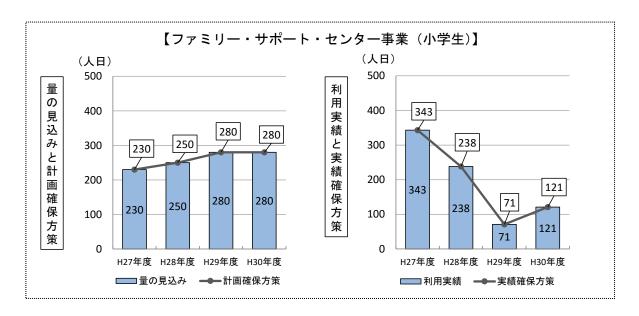
(7) 病児・病後児保育事業

計画時の量の見込みを上回る利用実績でしたが、サービス提供量は確保することができました。利用実績は年々増加しています。



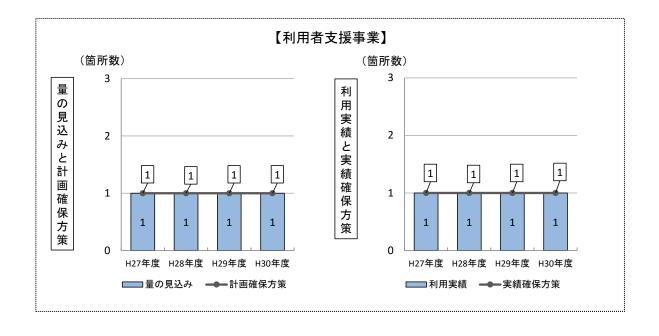
(8) ファミリー・サポート・センター事業 (小学生)

計画時の見込み量に対し、利用実績にばらつきはありますが、サービス提供量は確保することができました。



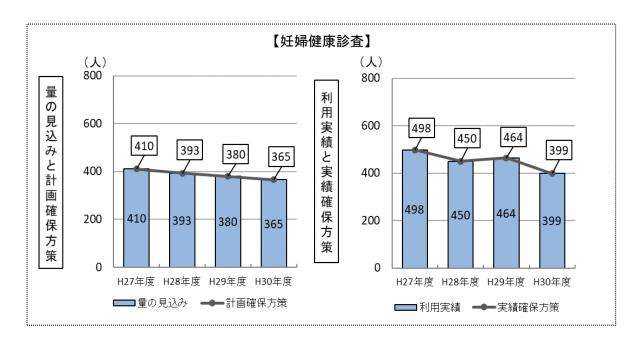
(9) 利用者支援事業

量の見込み、確保方策ともに計画どおりに実施することができました。



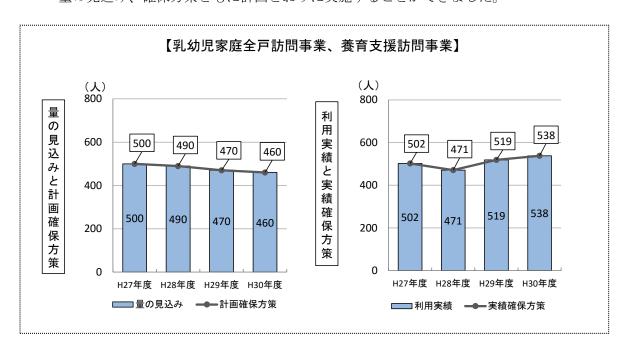
(10) 妊婦健康診査

量の見込み、確保方策ともに計画どおりに実施することができました。



(11) 乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

量の見込み、確保方策ともに計画どおりに実施することができました。



(12) 荒尾市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~令和元年度)における主な事業の評価

就学前の教育・保育については、低年齢(0~2歳児)の子どもを中心に、計画当初の見込みを上回るニーズ量であったため、平成29年度に量の見込みの見直しを行ったが、なおも見込みを上回るニーズ量であり、待機児童の解消を達成することはできませんでした。このため、第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画においても、引き続き待機児童解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

地域子ども・子育て支援事業については、全体を通して概ね適切なニーズ量が見込めたと考えており、確保方策としての事業も計画どおりに実施できました。今後も地域子ども・子育て支援事業に継続的に取り組むとともに、より質の高いサービスが提供できるよう努めていきます。

事業分類	量の見込み	確保方策	備考
就学前の教育・保育	Δ	Δ	低年齢児の保育ニーズが見込みよりも高く、利用定員の変更等、量の確保に努めたが、待機児童の解消には至らなかった。令和元年度に地域型保育事業を新設したため、今後も利用調整を継続的に行うとともに、保育士等マンパワーの確保に努める。
地域子ども・子育て 支援事業 (11事業)	Δ	0	各事業とも二一ズに対応した量を確保できた。今後も継続的な事業実施を行い、より質の高いサービスが提供できるよう努める。

- ※「量の見込み」については、見込みどおりのニーズ量であった場合は○、見込みに過大又は過少な部分があった場合は△、実施事業(又は項目)のすべてにおいて見込みに過大や過少な部分があった場合は×と評価しています。
- ※「確保方策」については、ニーズ量どおりにサービスを提供できた場合は○、ニーズ量に見合った確保方策が提供できなかった部分がある事業(又は項目)があった場合は△、実施事業(又は項目)のすべてにおいてニーズ量どおりにサービスを提供できなかった場合は×と評価しています。

3 子ども・子育ての課題

本市の子ども・子育てを取り巻く現状や、ニーズ調査の結果、第1期子ども・子育て支援 事業計画の評価等を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 少子化の進行

第1期計画期間中(平成27~令和元年度)の人口の推移をみると、生産年齢人口(15~64歳)の減少が著しく、それに伴って少子化が進行しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを産み、育てやすい環境づくり、 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実が求められます。

(2) 子どもの健やかな成長・発達及び自立等を保障するための支援

本市に対応を求める、子どもを健やかに生み育てるために必要なことについては、5年前のアンケート調査から順位は大きく変わっていません。現在でも、経済的支援、事故・犯罪から守る取組、医療体制、遊び場、子どもの居場所づくり等、取組内容も様々なことが求められています。その中でも、医療体制、遊び場、虐待について、市としての対応を求める声が多くなってきています。

特に児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を 及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められる事項です。本市としても児童虐待について は、積極的に取り組まなければならないことと、とらえています。乳児家庭全戸訪問事業等 を活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子 どもや関係者に対するサポート体制を充実していく必要があります。

(3)ひとり親家庭の増加

本市のひとり親世帯は、平成 12 年の 328 世帯 (母子世帯: 292 世帯、父子世帯: 36 世帯) から平成 27 年には 515 世帯 (母子世帯: 480 世帯、父子世帯: 35 世帯) となっており、15 年間で 187 世帯増加しています。

ひとり親世帯が抱える幅広い問題に対処するために、経済的支援だけでなく、相談支援等 の充実も図っていく必要があります。

(4) 待機児童の解消

本市では、利用定員を上回る入所申込があった場合は、定員の弾力化により可能な限り受入れの対応をしていますが、女性の社会進出の増加による低年齢児の保育ニーズの増加や保育士不足の影響により、平成31年4月1日現在で3人の待機児童が発生しています。

第2期計画では、今後の少子化の進行も見据えつつ、安定的・継続的な供給ができる体制整備を行うため、保育士の確保策を検討する等により、待機児童の解消を図る必要があります。

(5) 仕事と子育ての両立

5年前のアンケート調査結果に比べて、働きながら子どもを産み育てる女性が増えてきて おり、女性の就労率は高まってきています。

女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活を送ることができるように、仕事も生活も充実させる「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)」の考え方を広く社会に浸透させていくことが求められています。

また、仕事と子育てを安心して両立するために、子どもの居場所づくりや地域における様々な子育て支援サービスの情報提供及び子育てに関する相談体制の充実を図ることが求められます。

(6) 関係機関の更なる連携強化の推進

児童虐待や貧困問題をはじめ、問題を抱えた子どもを確実に把握し、必要な支援を行なっていくためには、関係機関の連携が必要不可欠となります。

社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境や問題も複雑化していく中、行政だけでなく、関係団体や地域などにおける対応や情報の連携を密にしていくことが求められます。

子どもの最善の利益のために、関係機関のつながりをより強固にしていくための取組が 重要です。



第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは一人ひとりそれぞれに個性(個性的な特性)を持ち、社会にとってかけがえのない存在です。また、子どもは自ら伸びていく無限の可能性を持っています。すべての子どもたちが豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、生きる喜びと未来(あす)に羽ばたく力を育むことが、荒尾市民全体の願いです。

児童福祉法改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明示され、本市としても子どもの権利を尊重した取組に努めなければなりません。

~児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成28年6月3日)~

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、 その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並び にその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

また、近年、全国的に問題とされている少子化、子どもの貧困、児童虐待、待機児童問題は本市においても同様に課題となっており、子ども達が安心して健やかに成長できる環境や子育てができる環境を整えるためにも、関係機関が連携し、ともに課題解決に向けて取り組む必要があります。

本計画の理念については、全国的問題や本市の課題の解消に向けて、これまで実施してきた「あら'お親子わくわくプラン(後期計画)」及び「第1期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、地域を挙げて子どもをともに育て、子どもとともに育ち合う風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動をあらゆる人々が分かち合える風土を、「あら'お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ります。

~「あら'お」の表記に込めた思い~

子育ては本来楽しいものであり、「あら?」「お!」と新たな発見と感動の連続です。 だからこそ、行政や企業、地域社会を含め、市民すべてが協働し、保護者が子育てに喜びや 生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

本市では、このような思いを「あら'お」という表記に込めています。

2 計画の基本目標と主な取組

計画の基本理念を実現するために、以下の5点を計画の基本目標とします。

★基本目標1★

子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる、極めて重要な時期である乳幼児期から、質の確保された教育・保育や子育て支援サービスが安定的に受けられるような環境づくりを進めます。

★基本目標2★

地域みんなで子どもを見守り育てる

子育ては、保護者が、家庭の中だけでなく、地域の人々とのつながりを持ちながら、子どもを育んでいくことが必要です。

また、少子化、核家族化が進む中で、教育・保育施設が地域に開かれていること や、保護者以外の地域の人々が子育て支援に参加することは、子どもが社会性を学 び、健やかに育つために重要です。

見守り活動や声掛け等、地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを 通じ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を目指しま す。

★基本目標3★

子育て家庭の不安を解消する

子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

特に経済的な負担は、子育てにおける不安要素として、本市においても対策が強く求められている事項になります。経済的な負担の軽減については、幼児教育・保育の無償化等の取組を基本とし、働く親やひとり親家庭等、様々な状況におかれている家庭に対し、不安を解消する取組を進めていきます。

★基本目標4★

さまざまな子育て家庭に配慮した支援を提供する

ー言で子育て家庭といってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況 に応じたきめ細やかな支援が必要です。

配慮が必要なひとり親家庭や障がい児のいる家庭等への支援の充実や児童虐待の 予防等に取り組むとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、保護者の困りごとにしっかりと寄り添い、関係機関等がともに連携し問題解決に取り組みます。

★基本目標5★

安心して子どもを生み育てることができる社会を推進する

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や保護者が就労しやすい社会 を目指します。

基本理念			基本目標	主な取組
				○ 教育·保育事業、時間外保育事業
				○ 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室
		基 本	子どもが健やか に成長するため	〇 一時預かり事業(幼稚園型、一般型)
	П	目標	の環境づくりを進	○子ども医療費助成
		1	める	○
				○ 教育·保育に係る利用者負担金、副食費負担の軽減
				なと
未 来				○ 教育·保育事業、時間外保育事業(再掲)
に		基		〇 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室(再掲)
羽		本	地域みんなで子	〇 地域子育て支援拠点事業
ば		目 標	どもを見守り育て る	〇 ファミリー・サポート・センター事業
たく		2		〇 母子保健推進員活動事業
				○【新】子ども家庭総合支援拠点
子どもら				なと
ŧ				〇 利用者支援事業(特定型、【新】子育て世代包括支援センター)
ら +		基		〇 新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業
を		本目	子育て家庭の不	〇 心理相談、育児相談
٤		標	安を解消する	〇 家庭児童相談
ŧ		3		〇 児童手当、児童扶養手当
1=				〇 ひとり親医療費助成
育				なと
てる				〇 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライト)
街		基		〇 家庭児童相談(再掲)
	Щ	本目	さまざまな子育で 家庭に配慮した	〇 就学前支援
あ		標	支援を提供する	〇 巡回相談事業
6,		4		〇 里親制度の周知
お				〇【新】子ども家庭総合支援拠点(再掲)
				なと
				○ 利用者支援事業(特定型、 <mark>【新】子育て世代包括支援センター</mark>)(再掲)
		基	安心してこどもを	〇 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査
	Ц	本目	生み育てることが	〇 母子健康手帳交付時のプレママクラス
	標		できる社会を推進する	〇 新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業(再掲)
		J		〇 病児·病後児保育事業
				○ 養育医療費助成事業 かと



第5章 計画の内容

基本理念や基本目標に基づき実施する具体的な施策の内容については、第 1 期の計画である「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」の内容を引き継ぎ、「第 2 期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」においても、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に定められた「必須記載事項」を中心に構成しています。

また、「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」においては、本市における「子どもの貧困対策計画」、「子どもの虐待対策計画」に当たる項目を新たに追加し、荒尾市の実情に応じた施策を盛り込みました。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に定められた「必須記載事項」である、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計に当たっては、本市の児童の推計値や保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って、本市の地域特性の整合性等を検証しながら算出しました。

1 法定事業の「量の見込み」及び「確保方策」

I 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、 教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設 定することとされています。

本市では、本市の地理的条件から鑑みて、「行政区や小学校校区単位で需給調整を行うには範囲が狭すぎると考えられること」、「本市内の幼稚園・保育所(園)において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること」、「本市は近年他市町村との合併は行っていないこと」等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

Ⅱ 教育・保育事業

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・認定こども園・保育所(園)の利用実績やニーズ調査の結果により把握した利用希望等を踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された以下の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定 (3歳~5歳教育 標準時間認定)	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2 号認定 (3 歳~5 歳保育 時間認定)	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育 を必要とする児童 (保育の必要性有)	認定こども園
3 号認定 (0 歳~2 歳保育 時間認定)	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育 を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所(園) 地域型保育 [※]

- ※ 認定こども園…幼稚園と保育所(園)の両方の機能を併せ持った施設として、都道府県から認定を受けた施設。
- ※ 地域型保育…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状と課題】

本市内では、現在、幼稚園が1園、認定こども園(幼稚園型)が5園、認定こども園(幼保連携型)が2園、保育所(園)9園が設置されています。

平成29年度及び平成30年度には、4月1日現在における待機児童数がそれぞれ18人と、近年では最も多くなっていましたが、平成31年4月1日現在においては、利用調整等により待機児童数は3人まで減少しました。しかし、未だ待機児童の解消には至っていません。

待機児童発生の理由としては、女性の社会進出の増加による低年齢児童(特に0歳児)の申し込み数の増加や、保育士不足による受け入れ数の伸び悩みが考えられます。待機児童の多くが3歳未満児であることから、3号認定(0歳~2歳保育時間認定)の受け皿の確保方策をより強化する必要があります。

また、国の基本指針においては、質の高い教育・保育事業の提供と、子育て支援の総合的な提供環境の整備が求められていますが、就労形態の多様化や幼児教育・保育の無償化の開始により、1~3 号認定における認定変更のニーズも一定程度見込まれることから、保育所(園)の認定こども園への移行等、ニーズへの柔軟な対応が必要になると考えます。

【量の見込み】

教育・保育を必要とする子どもの数は、人口減少の影響下において、少しずつ減少してい くものと考えられます。

しかしながら、保育を必要とする子どもの数の割合ついては、女性の社会進出の増加等により、更なる増加も見込まれるため、2・3 号認定(保育時間認定)については今後も高い水準でニーズが生じていくことが予想されます。

「量の見込み」と「確保方策」(令和2年度~令和6年度)

			令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度		
		1号	2号	3	号	1号	2号	3	号	1号	2号	3	号	1号	2号	3	号	1号	2号	3	号
		施設型給 付園+私 学助成園	幼児期の 学校教育 左記 利用希望 以外 が強い	1-2	0 歳	施設型給付園+私学助成園	幼児期の 学校教育 左記 利用希望 以外 が強い	1-2	0 歳	施設型給 付園+私 学助成園	幼児期の 学校教育 左記 利用希望 以外 が強い	1-2	0 歳	施設型給 付園 + 私 学助成園	幼児期の 学校教育 左記 利用希望 以外 が強い	1-2	0 歳	施設型給 付園 + 私 学助成園	幼児期の 学校教育 左記 利用希望 以外 が強い	1-2 歳	0 歳
Ш	ΛΕ Ί <i>1</i> ,	402	894		856	394	905		821	375	891		795	368	905		799	343	873		778
里	の見込み	402	9 885	761	95	394	9 896	730	91	375	10 881	707	88	368	9 896	710	89	343	9 864	692	86
	幼稚園	50	,	/	7	50	,	/	7	50		/	7	50	,	/	7	50	,		7
	認定こども園(幼稚園部分)	379				379				379				379				379			
	認定こども園 (保育所部分)		254	176	38		254	176	38		254	176	38		254	176	38		254	176	38
確保			669	393	153		669	393	153		669	393	153		669	393	153		669	393	153
方策	地域型保育事業			13	6			13	6			13	6			13	6			13	6
	企業主導型(地域枠)		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	429	923	582	197	429	923	582	197	429	923	582	197	429	923	582	197	429	923	582	197
	合 計	429	923		779	429	923		779	429	923		779	429	923		779	429	923		779
T	催保方策-量の見込み	27	29	A	11	35	18	A	42	54	32	A	16	61	18	A	20	86	50		1
館	市町村の居住児童の弾力運用分	0	0		11	0	0		42	0	0		16	0	0		20	0	0		0

^{※ 2} 号認定のうち、「幼児期の学校教育利用希望が強い」子どもについては、受入(確保方策)は1号認定でも可。 (アンケート調査結果を基に人数を推計)

【確保方策】

保育所(園)については、平成28年度に公立保育所(園)の荒尾市万田保育園を民営化し、定員を増やすことで受け皿を確保してきましたが、現状のままでこれ以上大きく定員を増やすことは困難な状況です。幼稚園については、平成27年度以降、順次認定こども園への移行を進め、長時間保育が必要な2・3号認定(保育時間認定)の受け皿を確保してきました。

しかしながら、保育が必要な 2・3 号認定(保育時間認定)の保育ニーズは依然高い水準で推移しているため、令和元年度には、利用定員の調整や定員弾力化に加え、令和元年 11 月より小規模保育所(A型)の桜山乳児保育園 fiora を開設(利用定員は 0 歳児が 6 人、1 歳児が 6 人、2 歳児が 7 人の計 19 人)し、3 歳未満児の保育の受け皿を拡充しました。

児童数の減少により、受け皿としての利用定員数は、計画期間の最終年度においては、全ての認定区分において、ニーズへの対応が可能であると考えますが、今後も高い水準で推移する可能性のある 2・3 号認定(保育時間認定)については、「量の見込み」が「確保方策」である利用定員数を超過する年度が見込まれるため、各年度とも年度当初には利用調整により待機児童が発生しないよう努め、年度途中の利用申請により増加が見込まれるニーズに対しては、定員弾力化等による受入を行うことで対応していきます。

また、低年齢児の受入に必要な保育士のマンパワー確保のため、保育士確保対策事業等を継続的に実施することで、第2期計画期間内における待機児童の解消を目指します。

〈荒尾市清里保育園の今後の運営の在り方について〉

現在、本市で唯一の公立の教育・保育施設である荒尾市清里保育園については、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~令和元年度)」において、荒尾市万田保育園の民営化後の状況を見た上で、民営化もしくは廃止を検討することとしており、今後のあり方について、地域の実情、保育ニーズに対するサービスの供給状況等を考慮しながら検討を行ったところです。

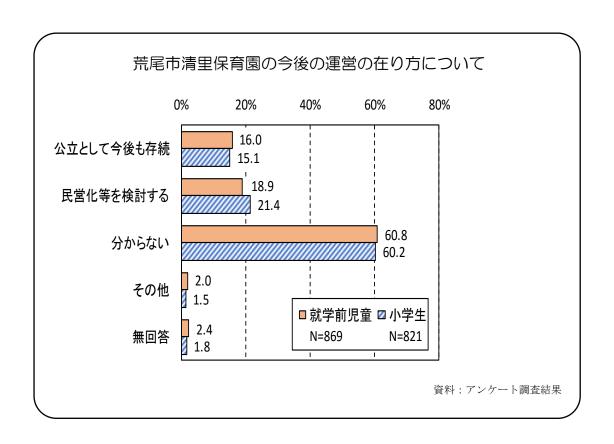
まず、廃止についてですが、令和元年度 4 月 1 日時点においても 3 人の待機児童が発生しており、保育ニーズがサービス提供量を超えている現状や、平成 29 年度より開始した一時預かり事業 (一般型) においては市内で唯一の実施施設として保育ニーズの受け皿確保に関する一定の役割を担っており、「荒尾市子ども・子育て会議」における審議の中でも、この役割の重要性や今後の更なる拡充を求める意見も出されていることから、廃止は困難な状況であると考えます。

次に、民営化についてですが、アンケート調査結果においては、荒尾市清里保育園の今後の運営の在り方について、「分からない」という回答が半数以上を占めており、続いて「民営化等を検討する」、「公立保育所として今後も存続」という順になっています。

民営化を行った場合、本市にとって、老朽化する施設整備に係る費用の削減や公定価格における国・県の補助が活用できるというメリットがありますが、荒尾市清里保育園の所在地である地域の児童数が少ない現状や少子化傾向を考慮すると、民間資本投資の困難さや撤退のリスクといったデメリットも考えられるところです。

荒尾市清里保育園は、本市唯一の公立の教育・保育施設として、配慮が必要な世帯等に関する臨時的な受け皿や、保育サービスの安定的かつ継続的な提供の維持という面において、現在も重要な役割を果たしており、民営化のデメリットである保育サービスの安定的かつ継続的提供の維持に関する不安や、今後の人口減少と、見込まれる保育ニーズの状況を考慮すると、現行の体制を維持しながら保育ニーズに適切に対応していくことが優先課題であると考えられ、民営化への検討を進めるという判断には至りませんでした。

これらの検討内容を踏まえ、「荒尾市子ども・子育て会議」において審議を行った結果、 当面の間、荒尾市清里保育園は公立保育所(園)としての位置づけを継続し、保育サービス 提供の安定性・継続性の維持・向上に努めていく方針とします。老朽化している施設への対 策としては、施設の修繕・改修を行いながら、子どもの安全確保等にも努めていきます。



Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況や、ニーズ調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育が必要な児童に対し、保育所(園)等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業です。

【現状と課題】

本市では、女性の就労形態の多様化等による社会情勢の変化を背景とする保育時間の延長要望に対応するため、市内の保育所(園)の全9施設において通常の保育時間外の保育を 実施中です。私立保育所(園)では、市が費用の一部について補助を行うことで実施しています。

また、認定こども園においては、自主事業として実施している施設もあります。

「量の見込み」と「確保方策」

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	554	543	528	531	512
②確保方策	554	543	528	531	512
2-1	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値(人)は、1年間の利用者数です

【量の見込み】

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って算出しました。

【確保方策】

保育所(園)については現在の体制で対応できる見込みですが、認定こども園等とも連携 してニーズに応じた供給体制の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室や公 民館等の施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事 業です。

【現状と課題】

本市では、市内全校区にて放課後児童クラブを実施しています。万田校区、平井校区、有明校区、清里校区では小学校敷地内の教室等を利用して実施しています。それ以外の校区については、小学校の敷地外での実施となっています。

現在はすべての校区で放課後児童クラブを実施していますが、児童数の多い校区については待機児童が発生(令和元年度5月1日現在)しています。今後も、女性就業率の増加により、放課後児童クラブへのニーズは高まると考えられます。

〈新・放課後子ども総合プランについて〉

国は、「新・放課後子ども総合プラン」の策定により、令和3年度末までに放課後児童クラブについて約25万人分を整備、令和5年度までに計約30万人分の受け皿を整備すること目指しています。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室(※)との一体的な実施や学校施設の活用等についても推進しているところです。

本市では、現在、放課後子ども教室は八幡校区、桜山校区、有明校区で実施しており、有明校区のみで放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動を一体的に行っている状況となっています。

今後は、放課後児童クラブの拡充を行うとともに、校区の状況を考慮した学校施設の利活 用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を検討していく必要があります。

※放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点 (居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地 域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創 造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの充実を図る事業。

「量の見込み」と「確保方策」

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	1年	162	163	161	164	163
	2 年	121	122	120	123	122
	3 年	68	68	67	68	68
①量の	4 年	24	25	24	25	25
見込み	5 年	6	7	6	7	7
	6 年	0	0	0	0	0
	計	381	385	378	387	385
②確保方策		403	403	403	403	403
2-	1	22	18	25	16	18

[※]量の見込み及び確保方策における数値(人)は、1年間の利用者数です。

【量の見込み】

近年、小学生人口は多少の増減はありますが、ほぼ一定の数で推移しています。一方、放 課後児童クラブの利用者は増加していました。

今後も女性就業率の増加等により利用のニーズは高まると考えられるため、女性の就業 率や利用率の増加状況を踏まえてニーズ量を見込みました。

【確保方策】

令和元年 5 月 1 日現在、中央小校区、有明小校区の放課後児童クラブで待機児童が発生 しています。地区によっては定員以上の利用希望者がいるため、利用希望者が多い校区では 受入人数を増やす必要があります。

現在は増設の計画も検討しており、中央小校区で令和2年度に約20人の定員増加を予定しています。その他の校区においても、潜在的ニーズを含めた利用希望のニーズ把握に努め、受け皿の拡充等を検討します。

また、多様化するニーズに対応するため、開所時間の延長、障がい児受入体制の充実といった質の向上に努め、利用しやすい施設サービスの充実を図ります。

(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状と課題】

本市では、市内及び熊本市、大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。緊急 的な一時利用もあるため、児童養護施設・乳児院と連携し、適切な対応を行っていく必要が あります。

「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保方策	35	35	35	35	35
2-1	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

アンケート調査では利用希望者はいませんでした。利用実績をみると年度ごとに、増減が あるため、利用実績の平均値で見込みました。

緊急的な一時利用については、必要に応じて適切に対応していきます。

【確保方策】

平成30年度は利用相談がありましたが、他事業の利用等で対応できたケースが多くありました。緊急的に利用が必要となるケースが多いため一定の受け皿を確保していくことが 重要ですが、見込まれるニーズ量については現在の体制で対応できる見込みです。

今後も児童養護施設・乳児院等と連携しながら、適切に対応を行っていきます。

(4) 子育て短期支援事業 (トワイライト)

子育て短期支援事業のうち、夜間に預かりを行うもので、宿泊はありません。

【現状と課題】

市内、熊本市及び大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。宿泊を伴わない 夜間の利用希望は少ないため、利用実績はあまり多くありません。

「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
2-1	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

これまでの利用実績を勘案して量の見込みを算出しました。

【確保方策】

ニーズは限られていると考えますが、緊急的な利用も考えられるため、現在の体制を 維持し、継続して実施していきます。

(5) 地域子育て支援拠点事業(0~2歳児)

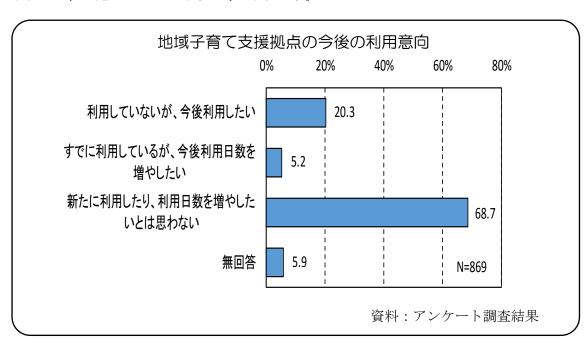
子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他 必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」と呼ばれることもあります。

【現状と課題】

本市では3カ所の保育所(園)(なかよし保育園・桜山保育園・カンガルー保育園)に委託して実施しています。実施施設のうち、なかよし保育園(なかよしひろば)・カンガルー保育園(カンガルーポケット)は週3日、桜山保育園(こじかひろば)は週5日の活動日を設けています。

核家族化、地域との関係の希薄化等、子ども子育て環境の変化が著しく、母親の子育て負担は増加傾向にあります。子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所や、必要な情報が得られる場所、地域とつながることができる場所の必要性・需要が高まっていると考えられます。

就学前児童へのアンケート調査の結果では、「現在利用していなく、今後利用したい」「利用日数を増やしたい」と回答した保護者を合わせると 4 分の 1 程度の今後の利用希望がみられため、一定のニーズはあると考えられます。



「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
①量の見込み	12,855	12,855	12,855	12,855	12,855
②確保方策	12,855	12,855	12,855	12,855	12,855
2-1	0	0	0	0	0

※利用実績には同伴の保護者も含めた人数となっています。

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

教育・保育施設に通っていない未就園児童を主な対象児童と想定すると、量の見込みは減 少傾向となりますが、アンケート調査結果の利用意向を勘案し一定数で見込みました。

【確保方策】

今後も現行の地域子育て支援拠点(3 か所)において継続して事業を実施していきます。 また、ホームページや広報紙等を利用して事業内容の周知に努め、利用を促進していきます。 す。

(6) 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園で実施されてきた預かり保育に相当する事業で、幼稚園、認定こども園(幼保連携型・幼稚園型)における在園児に対する一時預かりの事業です。1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)のみが対象ですが、幼稚園が認定こども園に移行した場合は、2号認定(3歳~5歳保育時間認定)の通常保育による対応も含みます。

【現状と課題】

本市の幼稚園、認定こども園の1号認定(3歳~5歳教育標準時間認定)、2号認定(3歳~5歳保育時間認定)の子どもを対象とします。幼稚園型一時預かり事業は、市内幼稚園等7園での実施を予定していましたが、職員配置の不足等の課題があり、平成30年度において市の事業として委託実施した園は1園のみでの実施となっています。その他の園では自主事業として園の実情に応じた実施を行っています。

「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和 2	2年度	令和:	3年度	令和	4年度	令和!	5 年度	令和6年度	
①量の見込み	1号 認定	2 号 認定	1 号 認定	2 号 認定						
<u> </u>	1,628	52,950	1,652	53,268	1,677	53,588	1,702	53,910	1,702	54,233
②確保方策	54,	578	54,	920	55,	265	55,612		55,961	
2-1	()	()	()	()	0	

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って算出しました。

アンケート調査の回答内容及び人口推計等から算出していますが、長時間保育に関する ニーズに増加が見込まれることから、量の見込は令和2年度から令和6年度にかけて少し ずつ増加することを見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みですが、職員配置の不足等の課題があります。幼児教育・ 保育の無償化が開始されたことに伴い、市内認定こども園において、市の委託基準を満たす 実施ができるよう、準備を進めているところです。

(7) 一時預かり事業(一般型)

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所(園)等の施設において預かりを行う事業です。

【現状と課題】

平成30年3月から荒尾市清里保育園において、保育所(園)等を利用していない就学前児童を対象に、一時的に家庭における保育が困難になった場合の一時預かりを行っています。

1日に3人を受け入れ人数の上限として実施しています。また、市内の保育所(園)等において、園の実情に応じた自主事業として実施している園もあります。1日の受入可能数を超える利用相談もあり、園の職員配置の都合によっては対応できない日程もある等、ニーズに対応するためのマンパワーの確保が課題です。

「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	245	245	245	245	245
②確保方策	720	720	720	720	720
2-1	475	475	475	475	475

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

平成30年3月から開始した事業であり、1年間の実績が確認できるのは平成30年度のみであるため、見込み量は平成30年度実績に基づき算出しました。令和元年度の利用状況は平成30年度よりもやや少ないことから、多少の増減は見込まれますが、令和2年度以降の見込み量は一定数としています。

【確保方策】

一時預かり事業の主な実施場所としては、保育所(園)・認定こども園等を想定していますが、保育所(園)の待機児童解消を優先課題とするため、一時預かり事業については施設や職員配置の状況を見ながら受け皿の確保に努めます。

(8) 病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状と課題】

市内の診療所1か所に委託し、平成22年から実施しています。利用件数は年々増加傾向 となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513
②確保方策	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513
2-1	0	0	0	0	0

※量の見込み及び確保方策における数値(人日)は、1日当たりの利用者数の1年間分です。

【量の見込み】

これまでの利用状況を勘案して見込みを算出しました。多少の増減は見込まれますが、令和 2 年度以降の見込み量は一定数としています。

【確保方策】

平成 22 年度の開設以来、年々利用児童数は増加していますが、平成 29 年度に施設の増築を行うことで定員を増やし対応してきました。

今後も継続してニーズに対応していくとともに、ファミリー・サポート・センターとの連携により、より利用しやすい事業となるよう、支援体制の強化を図ります。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を行いたい人(協力会員)と、援助を受けたい人(利用会員)が、会員として登録するセンターを開設し、会員同士の援助活動の調整や講習等を行う事業です。援助活動としては、主に子どもの預かりや保育施設への送迎があります。

【現状と課題】

桜山保育園内に荒尾市ファミリー・サポート・センター「さくらんぼ」を開設しており、 おおむね生後6か月から小学6年生の児童までを対象としています。会員数は平成26年度 では230人、平成30年度では343人となっています。

小学生の預かりの利用希望はそれほど多くありませんが、放課後児童クラブや習い事の 教室等への送迎の利用は一定の実績があります。

「量の見込み」と「確保方策」

(人日)

		令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	就学前	333	333	333	333	333
	小学生	121	121	121	121	121
②確保方策		454	454	454	454	454
2-1		0	0	0	0	0

【量の見込み】

就学前の児童については、利用者の増加状況を勘案して見込みを算出しました。

小学生の保護者へのアンケート調査では、直接の利用希望はほとんどありませんでした。 しかしながら、利用実績については一定数の利用があるため、今後もサービス提供量の確保 に努めることとして設定しています。

【確保方策】

保育所(園)等が開いていない休日の預かりや短時間の預かり、保育施設等への送迎等も可能であり、通常の一時預かり事業と組み合わせることで多様なニーズに対応できることから、制度や事業内容の周知、普及に努めていきます。

また、会員数は徐々に増えてきており、今後も、会員増加に向けて委託先法人と連携して継続的な周知活動を行うとともに、利用しやすいサービスとなるよう努めていきます。そのほかにも、会員の資質向上のための研修・講習会等を実施していきます。

(10) 利用者支援事業 (ニーズ調査対象外)

児童及びその保護者が、保育所(園)・認定こども園・幼稚園における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状と課題】

子育て支援課に利用者支援専門員を配置し実施しています。

妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、きめ細やかな対応を行っています。平成30年度には645件の相談・問い合わせがありました。

「量の見込み」と「確保方策」

(箇所)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
2-1	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査では、利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は一定のニーズがあると見込まれます。また、国においては、令和2年度より子育て世代包括支援センターの整備を令和2年度までに実施することとしていることから、「量の見込み」については、既存の利用者支援事業(特定型)1箇所に加え、利用者支援事業(母子保健型)1箇所を見込み、2か所と設定します。

なお、利用者支援事業 (特定型) については、平成30年5月から利用者支援専門員を1 人増員し、2人体制で対応しています。

【確保方策】

令和2年度から、「子育で世代包括支援センター」を開設予定であり、利用者支援事業(母子保健型)を開始する予定としていることから、「確保方策」においても、1箇所増加の2箇所としています。今後、利用者支援事業(特定型)と利用者支援事業(母子保健型)の相互連携にも努め、更に相談・問い合わせ等について利用者が相談しやすい窓口として実施していきます。

(11) 妊婦健康診査 (ニーズ調査対象外)

妊産婦の健康管理の充実及び、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るために、妊婦健康診査に係る費用について最大14回分までの費用助成を行います。また、母子健康手帳の交付時に健診内容、受診の必要性、受診時期について説明を行います。

「量の見込み」(人)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	383	371	360	364	354

【量の見込み】

計画期間中に推定される推計出生数をもとに量を見込みました。本市の出生数は、現在は 400 人程度で推移していますが、今後は若年女性人口の減少に伴い、減少していくことが見 込まれます。また、健康診査の回数は国が示した標準的な健康診査に基づくものです。

【提供体制】

市保健センターにて母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付しており、本市が委託している熊本県及び福岡県医師会加盟の医療機関にて受診できます。

また、熊本県及び福岡県医師会加盟医療機関以外で受診した場合は、両医師会との契約内容の範囲内で費用助成を行います。

健康状態への関心を深め、妊婦健康診査の結果と胎児の成長を理解し、望ましい生活習慣 が身に付くよう保健指導を行います。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 (ニーズ調査対象外)

乳児家庭全戸訪問事業…生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援 に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業…支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や 育児援助等を行う事業です。

「量の見込み」(人)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業	383	371	360	364	354
養育支援訪問事業	105	102	99	100	97

【量の見込み】

乳児家庭全戸訪問事業は、推計出生数をもとに算出しました。

養育支援訪問事業については、平成30年度の実績をもとに算出しました。一人当たりの訪問回数が増加しているため、延べ訪問実績は増加しています。(延べ訪問実績 H28:59件、H29:92件、H30:153件)

【提供体制】

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健法に基づく新生児訪問指導と組み合わせて、担当職員の他、保健師等による訪問を行っています。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や、関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、担当職員及び家庭児童相談員等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行っています。

2 教育・保育提供体制の充実

(1) 認定こども園の普及

荒尾市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度~令和元年度)の計画期間中においては、幼児教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って、幼児教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう幼稚園や保育所(園)と協議・調整しながら、認定こども園への移行支援を実施しました。平成31年4月1日現在、市内には認定こども園が7園整備されています。

質の高い教育・保育事業の提供と、子育て支援の総合的な提供を通じたすべての子どもの 健やかな成長を支援する環境整備のために、今後も、認定こども園への移行を希望する幼稚 園及び保育所(園)に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設について も研修の充実や施設への指導監督等を通じて、教育・保育の質の確保を図っていきます。

また、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の影響により、教育・保育のニーズの増加や多様化が見込まれるところであり、待機児童解消のための受け 皿確保の面においても、認定こども園の普及は一定の効果を見出すものと考えています。

現在、本市では、私立保育所(園)において認定こども園(幼保連携型)への移行を希望する園が2園あり、これらのニーズに対応するため、移行の意思を尊重し、支援していく方針です。保育所(園)からの移行に伴う各種手続きや、運営形態の変更、保育料徴収方法の変更等に伴う保護者への周知と理解という点に鑑み、十分な準備期間を設けた上で移行を進めることができるよう調整を図ります。

また、その他に移行の意思がある園についても、施設の方針等を尊重しながら、施 設整備等の必要性などを踏まえ、移行を支援していきます。

(2) 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、3 歳~5 歳のすべての子ども及び 0 歳~2 歳の住民税非課税世帯の子どもについて、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の利用負担金(食材費等を除く)の無償化が開始されました。

幼児教育・保育の無償化が開始されるに当たり、教育・保育のニーズ量が増加する事も考えられるため、ニーズに合った供給体制の整備に努める必要があります。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

		保育の必要性			
		あり	なし		
		(例:共働き世帯等)	(例:專業主婦(夫)世帯等)		
- 幼稚園(私学助成)	満 3 歳~ 5 歳児	月額 25,700 円を上限に 無償 預かり保育も無償化の対象	月額 25, 700 円を上限に無償 預かり保育は無償化の対象外		
• 幼稚園(施設型給付)	満3歳~	無償	無償		
・認定こども園(教育)	5 歳児	預かり保育も無償化の対象	預かり保育は無償化の対象外		
・認定こども園(保育) ・保育所(園) ・小規模保育事業所	非課税世帯の 0歳~2歳児	無償	_		
	3 歳~5 歳児	無償	-		

- ※ 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から3歳になって最初の3月31日までの間の子どもをいいます。幼稚園(私学助成)、幼稚園(施設型給付)、認定こども園(教育)においては、満3歳児も無償化の対象です。
- ※ 保護者から実費で徴収している費用(食材料費、通園送迎費、行事費等)は無償化の対象外です。

~副食費の徴収について~

2号認定(3歳~5歳保育時間認定)子どもの副食費については、幼児教育・保育の無償化の対象 外の費用であり保護者の負担となるため、認定こども園及び保育所(園)に対し実費を直接支払うよ うになりました。

ただし、一部の世帯の子どもについては、副食費(おかず、おやつ等の費用)の保護者負担が増えないよう、免除制度が設けられています。

【国の制度における副食費徴収免除対象者】

- ■年収 360 万円未満相当の世帯の子ども
- ■全所得階層の第3子以降の子ども ※

※第3子のカウント方法が、1号認定子ども(小学校3年生以下の子どもからカウント)と2号認定子ども(就 学前の子どもからカウント)で異なる。

国の制度における副食費徴収免除の他、本市の独自の補足給付事業として、18 歳未満の子どもが3 人以上いる世帯の第3子目以降を補助の対象とすることや、私学助成園の園児に対する副食費についても同様の補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

(3)教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援に関わる者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

特に、原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所(園)や認定こども園等と連携していくことが重要です。これについては、法令等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、荒尾市幼、保、小、中連携協議会等の実施を通じて、小学校への就学や中学校への進学の際に、施設及び学校間の垣根を超えた円滑な情報連携等を行い、切れ目のない支援が出来るよう、取り組んでいきます。

加えて、見守り活動や声掛け等、地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを 支援し、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会づくりに努めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から 認可外保育施設等を利用する子どもに係る負担金等に対する「施設等利用給付」が新たに創 設されました。

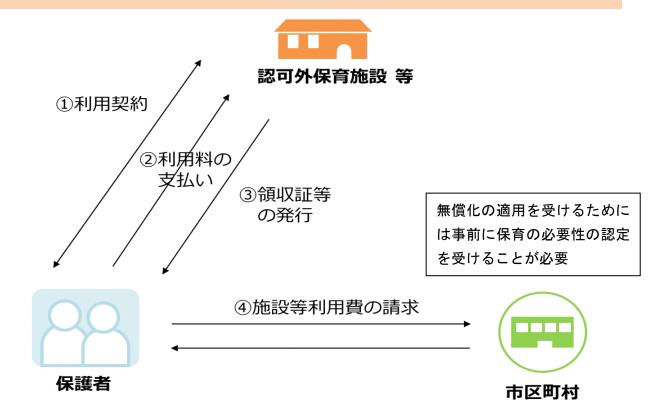
施設等利用給付は、原則として償還払いによる給付であり、利用実績が確認できる書類や 支払い時の領収書等が必要となるため、ホームページ等を通じて制度の内容周知に努める とともに、関係施設等と連携し、可能なものは施設による代理受領とする等、施設等利用給 付の円滑な実施に努めます。

■ 施設等利用給付の対象範囲 ■

		保育の必要性			
		あり	なし		
		(例:共働き世帯等)	(例:專業主婦(夫)世帯等)		
・幼稚園(私学助成)	満 3 歳~ 5 歳児	月額 25,700 円を上限に 無償 預かり保育も無償化の対象	月額 25,700 円を上限に無償 預かり保育は無償化の対象外		
・預かり保育 ・病児保育事業	非課税世帯の 0歳~2歳児	月額 42,000 円を上限に 無償	_		
ファミリー・サポート・センター認可外保育施設一時預かり特別支援学校国立・公立大学立法人立の認定こども園	3 歳~5 歳児	月額 37, 000 円を上限に 無償	_		

- ※ 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から3歳になって最初の3月31日までの間の子どもをいいます。幼稚園(私学助成)、幼稚園(施設型給付)、認定こども園(教育)においては、満3歳児も無償化の対象です。
- ※ 保護者から実費で徴収している費用(食材料費、通園送迎費、行事費等)は無償化の対象外です。
- ※ 幼稚園(私学助成)に対しても、副食費について、幼稚園(施設型給付)等と同様の補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

[基本的な手続きのイメージ]



■ 荒尾市における施設等利用給付の対象施設等 ■

事業類型	施設名	
幼稚園(私学助成)	荒尾第一幼稚園	
	あけぼの幼稚園	
	荒尾めぐみ幼稚園	
預かり保育	荒尾四ツ山幼稚園	
関がが休月	小鳩幼稚園	
	第二四ツ山幼稚園	
	みやじま幼稚園	
病児保育事業	病児・病後児保育事業所 キューピット	
ファミリー・サポート・センター	荒尾市ファミリー・サポート・センター さくらんぼ	
	はっぴぃママ	
認可外保育施設	どんぐりはうす(荒尾中央病院内)	
	荒尾市民病院院内保育所 キッズ☆ランド	
一時預かり事業(一般型)	荒尾市清里保育園	
	^*	

令和元年 12 月 31 日現在

4 産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産休、育休明けに希望に応じて円滑に幼稚園、認定こども園、保育所(園)又は地域型保育事業等を利用できるようにするためには、幼稚園、認定こども園、保育所(園)又は地域型保育事業等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に 0 歳児の保護者が、保育所(園)等への入所時期を考慮して育休の取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

		活動		
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
利用者支援事業 特定型	保護者が保育所(園)等を円滑 に利用できるよう、専門の支援員 が保護者等(妊婦を含む)からの 相談に応じ、情報提供や関係機 関との連絡調整を行う。	実施 (1 個所・支 援員 2 名)	継続	子育て 支援課
保育所(園)の入所選 考における育児休暇等 復帰者への配慮	保育所(園)等の申込者の入所 選考に当たり、育児休暇明けの 復帰者については、選考時の調 整点数に加算項目を設定し、優 先的に入所ができるよう配慮す る。	実施	継続	子育て 支援課

7 妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実

母子を取り巻く環境が複雑化・多様化する近年において、妊娠中の母親や子育て中の親子とその家族が、主体的に自らの健康に関心を持ち、お互いを支え合い理解し合えるような環境づくりが必要となります。加えて、切れ目のない母子の健康支援等を行うためには、地域の母子保健と学校保健との連携が必要不可欠です。

今後、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないように支える地域づくりも重要です。

(1) 健やかな妊娠、出産への支援

早産(妊娠22週以降37週未満の分娩)や低出生体重児(2,500g未満で出生)の要因としては、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧、妊娠中に必要な体重増加不良等が指摘されています。また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が、将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることが、成人期の生活習慣病を予防することにつながります。

加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母親自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。

本市においては、以前よりも妊娠中の喫煙や飲酒が引き起こすリスクについて認知され、 妊娠中の喫煙や飲酒が少なくなっており、低出生体重児の割合も平成 29 年度は 8.8%(平成 26 年は 11.2%)と、徐々に減少しています。今後も母子ともに健やかな妊娠、そして出産ができるように保健指導等を引き続き行っていきます。

		活動:		
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
母子健康手帳交付時の	妊娠初期(11 週以下)の届出			
	割合の増加及び早産・低出生体			
	重児予防のため、妊婦を対象と			すこやか
プレママクラス	して妊娠期の歯周疾患、喫煙、			
7044972	飲酒、妊娠高血圧症候群、適切			个 不
	な体重管理等について、保健師			
	等による保健指導を行う。			

		活動	指標	
施策•事業名	施策·事業の内容 	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
	妊娠中の母子の健康管理のた			
	めに、最大 14 回分まで健診費			
	用(全額)の助成を行う。また、助			
	成券発行時に健診内容や受診			すこやか
妊婦健康診査	の必要性のほか、健康状態への	実施	継続	未来課
	関心を深め、健診結果と胎児の			个 不
	成長を理解し、望ましい生活習			
	慣を獲得できるよう保健指導を			
	行う。			
	早産や低体重児出産を引き起			
	こす原因の一つとされている歯			
	周病の予防・早期治療につなげ	実施		
 妊婦歯科健康診査	るため、妊婦の歯科健康診査の	(妊娠期に	継続	すこやか
NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	費用助成(全額)を行う。また、口	1 回助成)	442450	未来課
	腔内と全身の健康とのつながり	. []		
	を理解し、口腔内の健康状態へ			
	の関心を深めるよう指導する。			
	新生児訪問や育児学級の際、			
	妊娠中に高血圧や糖尿病になっ			
妊婦健診結果を用いた	た産婦を対象に、生活習慣改善	実施	継続	すこやか
産婦生活習慣病予防	のための保健指導・栄養指導を	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	12.170	未来課
	行い、必要に応じて医療機関へ			
	の受診勧奨を行う。			

(2) 子どもの健やかな成長発達への支援

乳幼児期は、身体の発達を促し機能を高める重要な時期です。健康的な生活リズムを身に付けることで、健やかな心身が形成されます。

保護者の生活習慣改善はもちろん、健康や発達についての必要な知識の習得や健診による疾病の早期発見等、子どもが健やかに成長、発達していくための相談や指導等の体制作りが重要です。

		活動指標		
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
保健師、助産師による新生児訪問	支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要な行政サービス等の利用につながるよう支援する。	実施	継続	すこやか 未来課
乳児家庭全戸訪問事業	母子の心身の状況や養育環境等の把握し、子育て支援に関する助言や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切な支援につなげることを目的とし、戸別訪問を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
乳幼児健康診査	月齢ごとの発育・発達状況の 確認や、障がい・疾病の早期発 見を行うための健康診査を行う。 また、保護者に対し、育児支援 のための情報提供を行い、必要 時、関係機関との連携を図りな がら継続的な支援を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
幼児健診等における歯 科衛生士による歯科指 導	幼児健診時において、歯科衛 生士による口腔機能の発達、む し歯予防や歯みがき等に関する 歯科指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
フッ化物洗口及びブラッ シング指導等の巡回支 援	市内の保育所(園)、認定こど も園、幼稚園及び小中学校において、フッ化物を用いた洗口を集団で実施する。また、洗口未実 施園に対しては、ブラッシング指導等を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
予防接種 任意予防接種費用助成	伝染の恐れがある疾病の発生 及びまん延予防のため、各種予 防接種の実施及び任意予防接 種に係る費用の一部助成を行 う。	実施	継続	すこやか 未来課

		活動指標) Im .u.=m
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
離乳食教室	乳児を持つ保護者に対し、離 乳食の重要性や進め方を理解 し、実践できるよう管理栄養士に よる講話と調理実習を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
子ども医療費助成	子どもの健康の保持増進と子 育て世帯の経済的負担軽減を図 るため、子ども医療費について 助成を行う。	【小すの【かま医と度負 ※学医額4学中月機一まと助険ののようなのとのでする。診りのでは、のより、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、のの	拡充を 検討	子育て 支援課

(3) 妊産婦や保護者への支援体制の構築及び充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、保護者からの相談内容は一層多様化、複雑化しています。

また、子どもを出産したばかりの保護者については、出産後の生活スタイルを具体的にイメージできないため、不安を抱えていることがあります。

子どもの成長発達は個別性が高いため、悩みに合った相談ができる場を設け、保護者への 周知を行わなければなりません。また、支援を要する子どもに対し、各関係機関との連携強 化を図り、就学前から切れ目のない支援を行うことが必要です。

このため、妊娠初期から子育て期にわたる相談のワンストップ化を行い、必要に応じた個別の支援プランの策定や、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援につなげるため、「子育て世代包括支援センター」を令和2年度に開設し、支援を必要

としている子どもや、その家族等に対して適切なサービス提供する取組を推進します。また、相談者に対するきめ細やかな対応を継続的に行っていくとともに、支援の更なる充実に向けた施設整備についても検討を進めていきます。

		活動	指標	
施策・事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標	主担当課
【新規】 利用者支援事業 母子保健型	好産婦が安心して出産や子育 てができる環境づくりを行うことを 目的とし、妊娠・出産期の不安や 悩み等に寄り添いながら保健師 等による助言や指導等を行うとと もに、出産後も必要な保健サー	未実施	1 箇所	すこやか 未来課
马 1 体胚王	ビスの提供等の支援を行う。 令和2年度から子育て世代包 括支援センターにて実施予定。			
心理相談	健診等の際、発達の遅れや、 保護者への育児支援の必要性 が見られる場合、心理士による 個別相談を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
育児相談 2か月児育児学級	保護者が安心して子育てができるよう、保健師等の専門職による必要な指導や情報提供等を行うとともに、保護者間の交流による育児に関する不安や悩みの解消を促す。	実施	継続	すこやか 未来課
母子保健推進員 活動事業	母子保健推進委員が、市で実施する各種母子保健事業の補助や託児等を行う。また、推進員は定期的な研修等により資質の向上と活動の充実を図る。	実施	継続	すこやか 未来課

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実並びに県の施策との連携

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就 労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

本市のひとり親家庭は、平成27年には515世帯となっており、平成12年からの15年間で187世帯増加しています。ひとり親家庭の増加により、家庭によっては精神的な問題、経済的問題等、家庭によって様々な問題に直面すると考えられます。

このように家庭が抱える様々な問題について、親と子が安心して暮らしていけるように 困りごとに寄り添った支援・相談・情報提供が必要になってきます。そのため児童扶養手当 を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援、生活支援や相談支援といった総合的な自 立支援策を推進していくことが重要です。

また、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業等の施策についても、県と連携した取組を行っていきます。

		活動指			
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課	
	ひとり親家庭等の医療費負担				
	について、費用の一部の助成を				
ひとり親家庭等	行う。令和2年1月から子どもに	実施	継続	子育て	
医療費助成	係る助成額を拡充した。(子ども	天心	™ Δ 490	支援課	
	が満 18 歳になる年度までの医				
	療費 2/3 助成→全額助成)				

		活動指標		
施策•事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
	資格取得を目指すひとり親家			
母子家庭等自立支援	庭の保護者に対し、受講する講			
教育訓練給付金	座の費用助成や受講期間中の	実施	◇ № ◇ 士	子育て
母子家庭等高等職業	給付金の支給を行う。令和元年	夫旭	継続	支援課
訓練促進給付金	度から支給額の一部増額や基準			
	の拡充を行っている。			
ひとは毎世世年に	保育所(園)入所における選考			
ひとり親世帯等に	の際に、選考基準に加点項目を	実施	火 业 火 生	子育て
関する保育所(園)等の	設定し、優先的に入所できるよう		継続	支援課
入所選考時の配慮 	配慮する。			
	保護者の疾病その他の理由			
	により、家庭において児童を養育			すこやか
子育て短期支援事業	することが一時的に困難になっ	実施	継続	未来課
	た場合に、児童養護施設等にお			本本妹
	いて一定期間養育・保護を行う。			
	児童及び妊産婦の実情の把			
 家庭児童相談	握、必要な情報の提供、家庭等	実施	継続	すこやか
多庭元里们 改	からの相談に応じた調査及び指	天心	不性 かりじ	未来課
	導を行う。			

(2) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、 子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じ た適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談による、保護者への十分な情報提供や、保育所(園)、幼稚園、小学校等において、教育上必要な支援について関係者が共通理解を深める取組等により、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

また、従来の3障害(身体障害・知的障害・精神障害)に加えて、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム症(ASD)などの児童に対する支援のあり方が課題となっており、医療的ケアを必要とする児童に対する支援の充実も求められています。

本市としては、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、支援を必要とする児童の把握と 療育との連携を図るため、妊婦・乳幼児に対する健康診査等を推進していきます。また、保 育所(園)・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブを運営する事業者とも連携し、スム ーズな就学に向けた支援、各施設における障がい児の受入れも積極的に行っていきます。

■ 保育所(園)・認定こども園における障がい児保育事業の実施状況 ■

(人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障がい児保育事業 ※	6	7	7
軽度障がい児保育事業 ※	23	28	20

資料: 荒尾市子育て支援課(各年度3月31日時点)

※障がい児保育事業(療育手帳A1、A2、B1、身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた児童) 軽度障がい児保育事業(上記以外の療育・身体障がい者手帳、医師の診断書等の交付を受け た児童)

		活動	 指標	
施策·事業名	施策・事業の内容	現状	目標	主担当課
		(令和元年度)	(令和6年度)	
	保護者を適切に支援につなげる			
	ため、園訪問等を行い、集団で			
	の子どもの様子を確認する。			教育
就学前支援 	また、関係部署及び機関との	実施	継続	振興課
	連携を図りながら、スムーズな就			
	学につなげることを目的として支			
	援を行う。			
	保育が必要な(集団での保育			
	になじむことができる)中程度の			
	心身障がい児の発達促進を目的			
旧本記(国)祭におはて	として実施する。また、入所選考			フムイ
保育所(園)等における 障がい児の受入の推進	における利用調整においても加	実施	拡充	子育て
	点を設けて保育所等における受			支援課
	入を推進する。			
	今後、補助対象となる施設種			
	別を拡充する予定。			
	保育所(園)、認定こども園、幼			
	稚園を臨床心理士等の専門員		継続	
 巡回相談事業	が巡回し、集団生活の中での様	実施		福祉課
	子を確認しながら療育が必要な	人 心	<u>ጥ</u> ደ፤ ሳን ር	ТШТШТ
	子どもを早期に発見し、適切な支			
	援につなげる。			
	障がい児の日中や放課後等			
	における居場所を確保し、集団			
児童発達支援、放課後	生活への適応訓練等の実施や			
等デイサービス、日中	障がい児の家族の一時的な休	実施	継続	福祉課
一時支援事業	息を図るため、市内外の障がい			
	児支援施設に委託して預かり等			
	の支援を実施する。			
居宅介護(ホームヘル	障がい児を在宅介護している			
プ)、短期入所(ショート	家族の負担軽減を図るため、居	実施	継続	福祉課
ステイ)、移動支援事業	宅介護や短期入所、移動支援等			
等	のサービスを提供する。			

		活動指標			
施策·事業名	施策・事業の内容	現状	目標	主担当課	
		(令和元年度)	(令和6年度)		
 放課後児童クラブ	児受入を推進するため、障がい				
における	児の受入に必要となる専門的知	実施	継続	子育て	
にいっし 障がい児受入推進事業	識を有する職員を配置するため		ሳምሳን	支援課	
	の補助を行う。				
	特別支援連携協議会(幼・保、				
	小、中、高、関係機関)を組織し、				
荒尾市特別支援教育	研修会、中学校区毎の地区コー		教育		
総合推進事業	ディネーター会議、巡回相談を実	74,12	412495	振興課	
	施する。				
	特別支援教育コーディネータ			10	
特別支援教育コーディ	-ディ 一の役割等に関する研修会を年 実施	実施	継続	教育	
ネーター研修会 	 1回実施する。			振興課	
	令和元年度、小学校に31名、				
	中学校に 11 名の支援員を配			*\ -	
特別支援教育支援員	置。また、年2回支援員の仕事	実施	継続	教育	
	の内容、役割の重要性について			振興課	
	の研修を実施する。				
	妊娠中の母子の健康管理の				
	ために、最大 14 回分まで健診費				
	用(全額)の助成を行う。また、助				
 妊婦健康診査	成券発行時に健診内容や受診			すこやか	
(再掲)	の必要性のほか、健康状態への	実施	継続	未来課	
(TT)rej/	関心を深め、健診結果と胎児の			~~~	
	成長を理解し、望ましい生活習				
	慣を獲得できるよう保健指導を				
	行う。				
	月齢ごとの発育・発達状況の				
	確認や、障がい・疾病の早期発				
 乳幼児健康診査	見を行うための健康診査を行う。			すこやか	
(再掲)	また、保護者に対し、育児支援	実施	継続	未来課	
	のための情報提供を行い、必要			e i se i a Heis	
	時、関係機関との連携を図りな				
	がら継続的な支援を行う。				

7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた県の施策との連携

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現とは、国民一人ひとりがやりがい や充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等において も、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会を実 現することです。

子育て家庭の保護者が、子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直 しによるワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことが重要です。

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

就労する母親が増加する中、子育ての負担をできる限り軽減するため、父親も子育てに参画するとともに、子育て世代を社会全体で支える環境整備に取り組む必要があります。

そのため本市では、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや、子ども・ 子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接な連携を行い、協力し合いながら育児休業 及び短時間勤務等の柔軟な働き方ができる環境整備の促進等を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する市民の理解の促進を 図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会の構築に努めます。

また、ホームページや広報等により、子育てに関する理解の促進等の周知を広げるととも に、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、父親も積極的に子育てに参加できるような社会の実現のため、男性の育児休業の 取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。

- 佐笠-東娄 夕 - 佐笠-東娄 の 中容		活動指標		
施策・事業名	施策·事業の内容 	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
ニーズに応じた子育て サービス等の充実	子育て環境の充実、制度の周知を図り、関係機関と連携し、子育でに対する負担軽減や女性の社会参画やワーク・ライフ・バランスを促進する。	実施	継続	子育て 支援課

8 児童虐待防止対策の充実(子どもの虐待防止対策方針)

(1)児童福祉法等の一部改正

平成28年の児童福祉法等の改正において、全ての児童が健全に育成されるよう、児童福祉法の理念を明確化するとともに、国において、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされました。

改正においては、児童福祉法の理念を明確化するとともに、国・都道府県・市町村それ ぞれの役割・責務を明確化することとされており、それぞれの機関がその役割・責務のも とに連携し、児童虐待の発生予防に加え、虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童へ の自立支援に取り組むこととされています。

本市においては、児童福祉法に定められた役割・責務に基づき、児童に対する必要な支援につなげることが出来るよう、各種取組を推進していきます。

【改正の概要】

1 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること 等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を 懲戒してはならない旨を明記。

2 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括 支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報 提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育 担当の児童福祉司をおくとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行 うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係 機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づける。
- (3)養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置づける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(2) 児童虐待をめぐる現状と課題等

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、全国的にも深刻な社会問題となっています。児童虐待の防止や虐待の被害を受けた子どもの保護等に当たっては、適切かつ迅速な対応が求められています。本市における家庭児童相談の件数は減少傾向にありますが、虐待相談・通告やその他養護相談の件数は、高い割合を占めています。

児童虐待は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つの類型に分類され、内容に応じた対応が求められます。本市における家庭児童相談においては、ネグレクトや心理的虐待の割合が高くなっていますが、これらの要因に加え、その他様々な要因も関係していることが多く、相談内容も年々複雑化していることから、多様な相談内容に対応できるよう、窓口等における相談体制の整備を行い、関係機関(者)と連携した支援等に取り組むことで、児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応を行うよう努めます。

また、社会的養護等に取り組み、社会的養護等が必要と認められる子どもや保護者等には、子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育むことができるよう、各種施策を活用し取り組んでいきます。

■ 荒尾市における家庭児童相談対応件数 ■ (件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
虐待相談・通告	74	112	107	87
その他養護相談	106	100	63	30
保健相談	0	0	0	0
障がい相談	2	6	6	1
非行相談	6	6	2	0
性格行動相談	7	7	4	3
不登校相談	17	20	8	0
その他育成相談	3	12	6	1
その他の相談	10	11	12	5
合計	225	274	208	127

資料 荒尾市すこやか未来課

■ 荒尾市における児童虐待の内容別対応件数 ■ (件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
身体的虐待	14	23	22	18
ネグレクト	30	52	51	33
性的虐待	0	0	0	1
心理的虐待	30	37	34	35
合計	74	112	107	87

資料 荒尾市すこやか未来課

(3) 荒尾市における児童虐待防止対策等の取組方針

本市では、児童虐待防止対策として、改正児童福祉法が掲げている「児童虐待の発生予防」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童の自立支援」について、以下のとおり取り組んでいきます。

【児童虐待の発生予防】

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。

このため、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦・乳幼児健康診査等の実施を通じて、精神疾患や 経済的に不安定等のリスク要因のある家庭を早期に把握するとともに、特に支援が必要な 家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、保護者の育児への不安を軽減し、子育て家庭が孤立しないように不安を解消させ、 発生防止に取り組んでいます。

【児童虐待発生時の迅速・的確な対応】

児童虐待の早期発見・早期対応については、まず、住民の社会的関心の喚起と虐待に関する通告の徹底を図る必要があります。今後も、広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等を活用した情報提供を進め、新たなメディアを活用した情報提供の充実を図るとともに、児童虐待防止推進月間には、より効果的な取組を推進するため、関連する団体等と連携して集中的な広報活動を実施し、市民への啓発を進めることで、児童虐待の早期発見・早期対応につながるように努めます。

また、虐待発生時には、迅速な対応ができるよう、児童相談所等との連携を密に取り、的確な対応に努めます。

【被虐待児童の自立支援】

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でないと認められる児童を、公的 責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う ことを「社会的養護」といいますが、この「社会的養護」を必要とする児童の数は年々増加 しており、特に近年は児童虐待を要因とするケースが増加しています。

本市内には、児童養護施設(シオン園)と児童家庭支援センター(キッズ・ケア・センター)が設置されていることから、これらの地域資源を活用し、支援体制の整備を進めていきます。

また、施設養護から、里親やファミリー・ホームといった家庭養護への推進が図られていることから、児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親制度周知のための説明会の開催、 里親の開拓や里親支援につながるような広報・啓発を行っていきます。

(4) 関係機関(者)との連携及び支援体制の強化

【関係機関(者)との連携】

虐待の早期発見、早期対応を図るためには、関係機関が要保護児童に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。本市においても、市、児童相談所、保育所(園)、学校、警察、医療機関等から構成される「荒尾市虐待防止等対策地域協議会」が中心となって、専門機関及び地域の関係者等における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っていきます。

【支援体制の強化】

妊娠初期から子育で期にわたり、妊娠・出産・子育でに関する相談をワンストップで受け、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う「子育で世代包括支援センター」と、全での子どもとその家庭及び妊産婦に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年度に開設し、支援を必要としている子どもやその世帯等へ様々な適切なサービス提供など、きめ細やかな対応を継続的に行っていきます。

		活動指標		
施策•事業名	施策·事業名 施策·事業の内容 「		目標	主担当課
里親制度の周知	(令和元年度) (令和6年度) (令和6年度) 里親制度に関する社会的認知度を高めるため、通年で各種イベント等における啓発活動を実施する。10月の里親月間には、		《令和6年度》 継続	すこやか 未来課
	広報活動を強化するとともに、講 座の開催等を行う。			
【新規】 子ども家庭総合 支援拠点	子どもとその家庭に関する実情 の把握や必要な情報提供、相談 等の総合的な支援を実施すると ともに、要支援児童や要保護児 童等に対する支援を行う。 未実施 1 箇所 必要に応じて関係機関と連絡 調整を図り、円滑な連携・協働体 制を推進する。		すこやか 未来課	

		活動	指標	
施策•事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
荒尾市虐待防止等 対策地域協議会 子育で短期支援事業	要保護児童の適切な保護を図るために、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等への支援の内容に関する協議を行う。 保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、実施継続		すこやか未来課すこやかまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	
(再掲)	児童養護施設等において一定期 間養育・保護を行う。 養育支援が特に必要な家庭を			未来課
養育支援訪問事業	継続的に訪問し、保護者に対し て相談支援や育児援助等を行 う。	実施	継続	すこやか 未来課
家庭児童相談 (再掲)	児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供、家庭等からの相談に応じた調査及び指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
関係機関への 同行支援	自身で様々な手続きを行うこと が難しい保護者等について、市 の相談員による関係機関への同 行支援を行い、心理的負担の軽 減、手続きの円滑化を図る。	実施	継続	すこやか 未来課

9 子どもの貧困対策の推進(子どもの貧困対策計画)

(1)子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正等

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、更に、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

更に、令和元年9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、11月にはその改正を受けた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されており、目的・基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充等、市町村による貧困対策計画の策定努力などの拡充が図られています。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的及び基本理念】

1 目的

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう にする。
- ・全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、 子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする。
- ・子どもの貧困の解消に向けて、児童権利条約の精神に則り、子どもの貧困対策を総合 的に推進する。

2 基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊 重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講じること
- 背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な 取組として行うこと

【子供の貧困対策に関する大綱に定められている事項 (概要)】

1 基本的な方針

- ・親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- ・支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- ・地方公共団体による取組の充実

2 子どもの貧困に関する指標(39の指標)

- ・生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の就学支援新制度の利用者数
- ・食料又は衣服が買えない経験
- ・子供の貧困率
- ・ひとり親世帯の貧困率

など

など

3 指標の改善に向けた重点施策

- 教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援

4 施策の推進体制等

- ・子供の貧困に関する調査研究等
- ・国における推進体制
- ・施策の実施状況等の検証、評価 など

(2) 子どもの貧困をめぐる現状と課題等

熊本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、「くまもと子ども・子育てプラン」を平成27年3月に策定しました。この計画の実行性を高めること、また市町村による取組を支援するために、市町村全域(熊本市を除く)における「子どもの生活実態調査」を実施し、調査データについては、各市町村に対し、それぞれの市町村におけるデータが提供されています。本市では、そのデータをもとに、本市における子どもの生活における実態を把握するために分析を行いました。

今回の調査結果において、子どもの貧困は、単なる経済的な困窮にとどまらず、健康や学力、将来の夢・希望等様々なものに影響を与えているということがわかりました。また、貧困層においては、規則正しい生活習慣の定着が弱いことや、各種手当てや援助制度について、「受けたいが申請方法が分からない」と回答した者が2割程度存在する等、本市の施策において取り組むべき課題も見えてきました。

そこで、子どもの貧困対策を効果的に進めるに当たり、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」という4つの観点から支援を行います。安定的な支援を提供し、将来を担う子ども達が夢や希望を持ち健やかに成長することで、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、関係機関(者)とも連携し、支援が必要な対象者を的確に把握するとともに、対象者が各種手当や支援制度を認知・活用できるよう、相談体制の拡充や積極的な広報・啓発活動を推進します。

■ 子どもの生活実態調査(荒尾市版)の分析結果 ■

本市の子どもの貧困率: 11.8%本市のひとり親の貧困率: 31.9%

〈教育環境〉

・貧困層では経済的負担を理由に、進学先を高等学校までと回答した人が、貧困層以外と比べて多い。

〈生活環境〉

・貧困層において、歯磨きや起床・就寝等の規則正しい生活習慣の定着が弱い。

〈社会的環境〉

・貧困層では自己実現や自己肯定感が低くなっている。

〈経済状況〉

- ・世帯全員の年間所得合計額は、貧困層で150万円~200万円が多い。
- ・貧困層では「食費を切り詰めた」が半数以上となっている。
- ・貧困層では各種手当や援助制度について「受けたいが申請方法が分からない」が 2 割程度となっている。
- ※貧困率について:国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出手法に沿って算出しており、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のことである。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいい、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき算出されている。

(3) 荒尾市における子どもの貧困対策の取組

〈教育の支援〉

		活動拮		
施策•事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
幼児教育・保育の 無償化	保育所(園)や認定こども園等 を利用する子どもの利用者負担 金を無償化し、保護者の経済的 負担を軽減するもの。一定の基 準を満たす認可外保育施設等も 対象施設となる。ただし、給食に 係る費用等については保護者負 担となる。	実施	継続	子育て 支援課
子どもの学習・生活支援事業 ※熊本県との共同事業	貧困の連鎖を断ち切るため、 生活保護支給世帯を含む生活困 窮者世帯の子どもを対象として、 学習支援を行う。	実施	継続	福祉課
地域未来塾	家庭での学習習慣や基礎学 力が十分に身についていない中 学生を対象に、学習機会を提供 し、学習支援を実施し、学習習慣 の確立、基礎学力の定着につな げる。	実施	継続	教育振興課

〈生活の安定に資するための支援〉

	活動指標		指標	
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
ひとり親家庭等 医療費助成 (再掲)	ひとり親家庭等の医療費負担 について、費用の一部の助成を 行う。令和 2 年 1 月から子どもに 係る助成額を拡充した。(子ども が満 18 歳になる年度までの医 療費 2/3 助成→全額助成)	実施	継続	子育て 支援課

〈生活の安定に資するための支援〉

		活動	 指標	
施策・事業名	施策・事業の内容	現状	目標	主担当課
	47D2U#++44.	(令和元年度)	(令和6年度)	
	生活困窮世帯を対象とした相			
	談事業。子育て世帯からの相談			
	においては、子育て支援施策と			
自立相談支援事業 	の連携を行いながら、子どもの	実施	継続	福祉課
	健やかな成長のための支援と保			
	護者の自立支援を一体的に実施			
	する。			
	妊産婦が安心して出産や子育			
	てができる環境づくりを行うことを			
【新規】	目的とし、妊娠・出産期の不安や			
【利/ 九 』 利用者支援事業	悩み等に寄り添いながら保健師			すこやか
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	等による助言や指導等を行うとと	未実施	1 箇所	未来課
(再掲)	もに、出産後も必要な保健サー			小 小环
(丹狗)	ビスの提供等の支援を行う。			
	令和 2 年度から子育て世代包			
	括支援センターにて実施予定。			
	児童及び妊産婦の実情の把			
家庭児童相談	握、必要な情報の提供、家庭等	+	から	すこやか
(再掲)	からの相談に応じた調査及び指	実施	継続	未来課
	導を行う。			
	里親制度に関する社会的認知			
	度を高めるため、通年で各種イ			
里親制度の周知	ベント等における啓発活動を実	+	から	すこやか
(再掲)	施する。10月の里親月間には、	実施	継続	未来課
	広報活動を強化するとともに、講			
	座の開催等を行う。			

〈保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援〉

		活動	指標	
施策•事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
ひとり親世帯等に関す る保育所(園)等の入所 選考時の配慮 (再掲)	保育所(園) 入所における選考 の際に、選考基準に加点項目を 設定し、優先的に入所できるよう 配慮する。		子育て 支援課	
母子家庭等自立支援 教育訓練給付金、母子 家庭等高等職業訓練 促進給付金 (再掲)	資格取得を目指すひとり親家 庭の保護者に対し、受講する講 座の費用助成や受講期間中の 給付金の支給を行う。令和元年 度から支給額の一部増額や基準 の拡充を行っている。		子育て 支援課	
就労準備支援事業	が扱力を行っている。 就労に向けた準備が整ってい ない生活困窮者に対して、一般 就労に向けた準備として基礎能 力からの支援を行う。		福祉課	

〈経済的支援〉

		活動指標		
施策·事業名	施策·事業の内容 	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
	児童を養育している者に児童			
	手当を給付することにより家庭に			
 児童手当	おける生活の安定に寄与し、次	中恢	≪小 ≪ 本	子育て
沉里于ヨ 	世代を担う児童の健全育成と資	る。ただし、所得に		支援課
	質の向上を図る。ただし、所得に			
	より支給制限あり。			
	父母の離婚等で、父又は母と			
児童扶養手当	生計を異にする児童を養育する	の促進しま施と継続し		
	家庭の生活の安定と自立の促進			子育て
	に寄与するため児童扶養手当を			支援課
	支給し、児童の福祉の増進を図			
	る。(所得により支給制限あり。)			

		活動	活動指標	
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
養育医療費助成事業	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関における治療に必要な医療費を助成する。	実施	継続	子育て 支援課
就学援助	経済的理由により就学が困難 と認められる児童生徒の保護者 に対し、就学に係る費用の一部 を援助する。	実施	継続	教育 振興課
小学校給食費 無償化事業	将来を担う子どもたちの成長 を市民全体で支えることで、安心 して子育てが出来る街を目指し、 小学校の給食費を無償化し、子 育て世代の経済的負担を軽減す る。 継続		教育 振興課	
乗り合いバス福祉特別 乗車証(ひとり親世帯) の交付	18 歳未満の児童を扶養している母子又は父子世帯の母又は 父に対し交付する。(通勤手当を 受けている場合を除く。)	実施	継続	子育て 支援課
教育・保育に係る利用 者負担金、副食費負担 の軽減	0~2歳児に係る保育料の国 基準額以下での設定、ひとり親 世帯や在宅障がい者のいる世帯 等への保育料の減免、年収360 万円未満相当の世帯の副食費 徴収免除、18歳未満の子どもが 3人以上いる世帯の第3子以降 への副食費補助により経済的負 担の軽減を行う。	実施	継続	子育て 支援課
ひとり親家庭等医療費 助成 (再掲)	ひとり親家庭等の医療費負担 について、費用の一部の助成を 行う。令和 2 年 1 月から子どもに 係る助成額を拡充した。(子ども が満 18 歳になる年度までの医 療費 2/3 助成→全額助成)	実施	継続	子育て 支援課

		活動	指標	
施策·事業名	施策・事業の内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	主担当課
子ども医療費助成(再掲)	子どもの健康の保持増進と子 育て世帯の経済的負担軽減を図 るため、子ども医療費について 助成を行う。	【小すの「かま医と度負が、ので、全学の「別でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	拡充を検討	子育て 支援課



第6章 計画実現のために

1 計画の推進体制

少子化の進行、ひとり親家庭の増加、待機児童の解消等、「第3章 3子ども・子育ての課題」に掲げる課題の解決を進めていくためには、本計画を着実に推進していくことが必要です。

計画の推進に当たり、本市は、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、内部での連携のみならず、各関係機関と連携を強化し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

(1) 行政の推進体制

子ども・子育てに関する施策は、保健、福祉、教育、まちづくり等、多岐にわたることから、子育て支援課が中心となって関係部局との連絡調整を緊密に行い、連携して施策を推進していきます。

更に、荒尾市地域福祉計画など、他の計画との調和を図り、熊本県をはじめとする関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組みます。

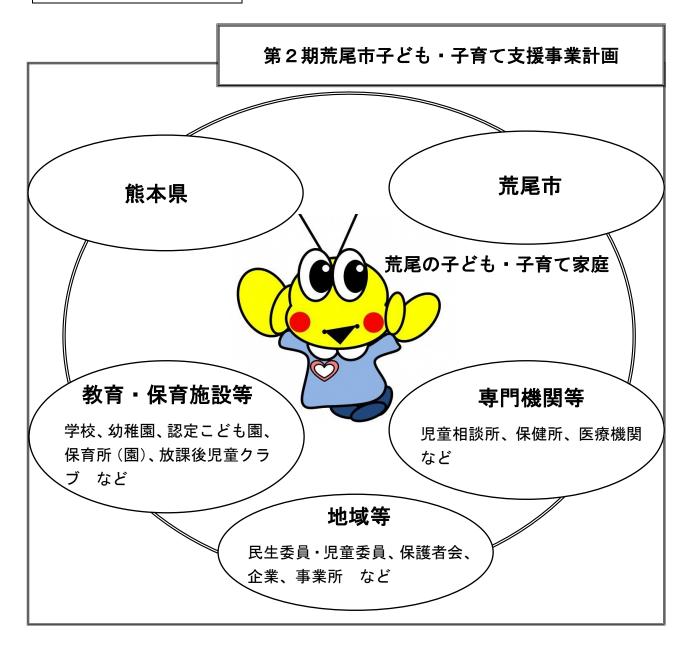
その他、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣の市町と連携した事業の実施を行う等、広域的取組を推進します。

(2) 関係機関相互による推進体制

本計画における「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施、児童虐待防止対策及び子どもの貧困対策の推進については、行政のみならず、教育・保育に関する事業関係者や地域等の協力が必要不可欠です。

地域の中では、民生委員・児童委員協議会、保護者会、子育て支援団体等の多様な主体が子どもと子育て家庭を支援する取組を行っています。また、企業や事業所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が進められているところであり、これらの取組主体が必要に応じて相互に連携・協力を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する取組を行うことを推進できるよう、子ども・子育て会議における意見等を踏まえながら検討を進めていきます。

関係機関との連携イメージ図



2 進捗状況の点検と評価・公表

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルに基づき計画的かつ円滑に推進していくことが重要です。

本計画の進捗状況については、「荒尾市子ども・子育て会議」において報告し、実施内容の点検・評価を行うこととしますが、この「荒尾市子ども・子育て会議」は、子ども・子育てに関する学識経験者や関係機関の代表者だけでなく、地域の民生委員・児童委員や教育・保育施設を利用する保護者の代表等で組織されており、本市のこども・子育て支援に関する取組に対して様々な視点から点検・評価が実施されます。また、その取組を市のホームページ等を通じて公開することで、市民や関係機関等への周知に努めます。

なお、本計画における取組や量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の動向を総合的に勘案したうえで、必要に応じて計画の中間年を目安として見直しを行うこととします。

PLAN

(計画の策定)

「荒尾市子ども・子育て会議」 における審議等を踏まえた計画 の策定

ACT

DO

(施策の継続・計画の見直し) 点検・評価を踏まえた施策の検

討、必要に応じ計画中間年を目 安に量の見込等を見直し (計画の実行)

施策の実施、教育・保育の確保

(点検・評価)

「荒尾市子ども・子育て会議」における実施状況の点検・評価

CHECK



資料編

1 荒尾市の子ども・子育て関連施設・事業所一覧

保育所(園)・認定こども園・幼稚園

区分	施設名	所在地	電話番号 (市外局番 0968)
	荒尾市清里保育園	牛水 1622 番地	68-4123
	なかよし保育園	日の出町 11 番 24 号	62-0749
	シオン園保育所	荒尾 4110 番地	62-0853
	桜山保育園	桜山町2丁目12番5号	68-0055
保育所 (園)	野原保育園	川登 53 番地	68-2623
	本井手みのり保育園	本井手 1771 番地 2	66-0694
	荒尾市中央保育園	増永 2299 番地 2	64-1086
	カンガルー保育園	緑ケ丘3丁目10番地5	65-8655
	なかよしの森保育園	万田 167 番地 2	62-0744
	あけぼの幼稚園	増永 962 番地 1	62-0636
	荒尾めぐみ幼稚園	増永 647 番地 2	62-0417
	荒尾四ツ山幼稚園	西原町2丁目2番15号	62-0649
認定 こども園	小鳩幼稚園	一部 2182 番地 226	68-1104
	第二四ツ山幼稚園	荒尾 2835 番地	62-0971
	府本幼稚園	樺 970 番地	68-4764
	みやじま幼稚園	万田 918 番地 1	62-6234
小規模保 育事業	桜山乳児保育園 fiora	増永 1800 番地	82-8963
幼稚園 (私学助成)	荒尾第一幼稚園	川登 1850 番地	68-0175

(令和元年 12 月 31 日時点)

地域子ども・子育て支援事業関係

区分	再 C 文援事業関係 施設名	所在地	電話番号
	荒尾中央学童クラブ	荒尾 4110 番地 (児童養護施設シオン園内)	62-3181
	荒尾万田学童クラブ	万田 777 番地	69-0170
	学童クラブあおば	荒尾 1074 番地	62-5500
	みやじま学童クラブ	万田 918 番地 1 (みやじま幼稚園内)	62-6234
放課後児童	小鳩児童クラブ	一部 2182 番地 266 (小鳩幼稚園内)	68-1104
	カンガルー学童クラブ	緑ケ丘 3 丁目 10 番地 5 (カンガルー保育園内)	65-8655
	小岱学童クラブ	府本幼稚園内	68-4764
	平井小放課後児童クラブ	上井手 1108 番地	63-1417 💥
	有明小放課後児童クラブ	一部 305 番地	63-1417 💥
	清里小放課後児童クラブ	牛水 1555 番地	63-1417 ※
	こじかひろば	桜山町2丁目12番5号 (桜山保育園内)	68-0055
地域子育て支 援拠点事業	なかよしひろば	日の出町 11番 24号 (なかよし保育園内)	62-0749
	カンガルーポケット	本井手 1558 番地 117 カンガルーハウス 1 階	65-8655
	児童養護施設シオン園	荒尾 4110 番地	62-0428
 子育て短期支	慈愛園乳児ホーム	熊本市神水1丁目14-1	096-383-5100
援事業	慈愛園子供ホーム	熊本市神水1丁目14-1	096-383-3509
	児童養護施設甘木山学園	福岡県大牟田市甘木 1158 番地	0944-58-0205
ファミリー・サポート・センター	荒尾市ファミリー・サポー ト・センターさくらんぼ	桜山町2丁目12番5号 (桜山保育園内)	68-0055
病児•病後児保 育事業	病児保育施設キューピット	荒尾 4160 番地 256 (こどもクリニック友枝内)	65-8181

※市の直営実施のため荒尾市子育て支援課の電話番号を掲載

(令和元年12月31日時点)

2 荒尾市子ども・子育て会議

荒尾市子ども・子育て会議開催状況

開催年月日	件 名	主な検討内容
平成 30 年 6 月 5 日	平成 30 年度 第 1 回	○平成30年4月1日現在の待機児童数について○荒尾市子ども・子育て支援事業計画(次期計画)について○地域型保育事業(小規模保育事業所)の設置について○その他
平成 30 年 8 月 3 日	平成 30 年度 第 2 回	○小規模保育事業所の公募及び審査結果について○その他
平成 30 年 12 月 3 日	平成 30 年度 第 3 回	○平成29年度の就学前児童の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の実績等について○第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の実施について○ その他
平成 31 年 3 月 28 日	平成 30 年度 第 4 回	○第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う ニーズ調査報告について○利用定員の変更について
令和元年8月28日	令和元年度 第1回	○荒尾市子どもの生活に関する実態調査結果の報告について○荒尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について○第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 10 月 15 日	令和元年度 第2回	○第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画素案についての審議(第1回)
令和元年 11 月 1 日	令和元年度 第3回	○第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画素案についての審議(第2回)
令和2年●月●日 (開催予定)	令和元年度 第4回	○パブリックコメントの結果について○荒尾市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について

荒尾市子ども・子育て会議委員名簿

委員名簿を掲載予定

荒尾市子ども・子育て支援事業計画 令和2年3月

発行熊本県荒尾市 企画・編集 荒尾市保健福祉部子育て支援課

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 TEL (0968) 63-1417 FAX (0968) 62-2881